

漢代官僚組織の最下層 ——「官」と「民」のはざま——

宮 宅 潔

はじめに

第一章 「更」と「冗」 —— 考察の端緒として

第二章 「冗」の字義とその服役形態

第三章 「更」と「冗」に分かれて就労する者たちとその待遇

第四章 「有秩」とは

おわりに —— 「更」「冗」の消滅

はじめに

漢代、官府の最下層には「官」とも「民」ともつかない、様々な公務服役者がおり、諸々の雑役に服していた。渡邊信一郎はこれら服役者を「卒」と總稱している〔渡邊一九九四、第八章、三三九～三四一頁〕。

渡邊は漢代の官府組織を三つの階層に區分する。その最上層は皇帝から直接任命された命官（長吏）たちで、彼らが官府の長をはじめとした幹部層を構成していた。その下に、官府の長によって獨自に採用された屬吏（少吏）層が存在し、各官府の行政事務を掌った。そして最下層には、官府で必要とされる日常的な勞役——警護・使い走り・取り次ぎ等——に使役された人々がおり、例えば『續漢書』輿服志に見える「伍伯」「辟車」「鈴下」「侍閤」「門蘭」「部署」「街里走卒」といった導從役がそれに當たる。^①漢代において「卒」の任務に充てられたのは強制的に徴發された一般民であったが、後漢初期にはすでに「走卒錢」^②が徴收されており、特定の任務は免役錢を財源とした雇用勞働に轉換されつつあった。これらの任務は、六朝期から隋唐期にかけて色役・番役化が進み、やがて胥吏層の一定部分を構成する、と渡邊は主張している【渡邊二〇一〇、第三章、一二八頁】。

特定の雜役に雇用勞働者が用いられるようになると、それらの任務に就く人間はある程度固定され、繼續してその任にあったものと思しい。例えば三國魏の黃朗は、その父が「縣の卒」、具體的には「鈴下・伍伯」であったことに發憤して遊學し、ついには長安令や涿郡太守に任じられた。

黃朗字文達、沛郡人也。……父爲本縣卒、朗感其如此、抗志游學、由是爲方國及其郡士大夫所禮異。……始朗爲君長、自以父故、常忌不呼鈴下伍伯、而呼其姓字、至於忿怒、亦終不言。（『三國志』卷二三注引『魏略』）

黃朗 字は文達、沛郡の人なり。……。父は本縣の卒爲り、朗 其の此の如きに感じ、抗志して游學し、是に由りて方國及び其の郡の士大夫の禮異する所と爲る。……。始め朗 君長と爲り、自ら父の故を以て、常に忌みて「鈴下」「伍伯」と呼ばず、而して其の姓字を呼び、忿怒するに至るも、亦た終に言わず。

あらゆる一般民が徭役義務の一環として、短期間で交代しながら「鈴下」や「伍伯」を務めていたのではなく、その任に就く人間が社會の特定階層の者に限られ、且つ繼續してその地位にあったのだと考えねば、黃朗がなぜそこまで發憤した

のが理解できない。さらに穿った見方をすれば、黄朗もはやばやしておれば父親と同じ轍を踏むことになった、すなわちその職務が事実上世襲化しつつあったと、この逸話を讀むこともできる。

世襲化の當否はさておき、特定の人間が繼續して一つの任務に就くとなると、その者は一體「官」なのか「民」なのか、見極めが難しくなる。最下層の官吏や諸々の「卒」の地位や待遇を、懇切丁寧に説明してくれている史料など殆ど存在していないので、その間に一線を劃しにくい事例にしばしば行き當たるのである。例えば右の逸話にも見える「伍伯」は、元來は五人組（伍）の長のことであったとされ、行列の先導役や門番として史料に現れるが、『漢官』に據ると、執金吾所屬の「五百（＝伍伯）」には二〇人という定員があった。

執金吾緹騎二百人、持戟五百二十人、輿服導從、光滿道路、羣僚之中、斯最壯矣。世祖歎曰、仕宦當作執金吾。
 （『續漢書』百官志四注引『漢官』）

執金吾は緹騎二百人、持戟の伍伯二十人、輿服導從、光滿道路に滿ち、羣僚の中、斯れ最も壯たり。世祖歎じて曰く、仕宦せば當に執金吾と作るべし、と。

また居延漢簡には、明らかに武官の名稱として「五百」が見え、卒としての「伍伯」と如何なる關係にあったのか、はっきりしない。

右の『漢官』に現れる「緹騎」もまた得體が知れない。赤い衣を着て護衛の任にあたる點で導從役の「伍伯」と類似し、且つ彼らは「無秩」であった。^⑦ その一方で二〇〇人という定員が決められ、「無秩」でありながらも「吏の食奉に比」せられ、相應の俸給を受け取っていたという。^⑧ 彼らは屬吏と卒、官と民のはざまに位置していたと言わざるを得ない。

「官」か「民」かをめぐって、從來しきりに議論されてきたのは、漢代の兵士、特に「騎士」「材官」と呼ばれる専門兵についてである。ある者はこれを徵發された一般民の兵とし、ある者は一種の職業軍人とする。この論争の詳細について

は高村二〇〇八が詳しい「第一部第二章」。高村は先行研究を整理した上で、諸々の待遇において騎士が官吏に準じた扱いを受け、官吏同様の職務を果たしている一方で、彼らが俸給を受け取った形跡がないことから、その地位を「半官半民」と呼び、里正や三老といった在地社會の世話役もまた同様であったとしている。

「官」と「民」が相反するものではなく、グラデーション状に連続しているという構造は、官吏の職務と徭役労働者の任務とが、いずれも「事」と呼ばれたことから見て取れる「鷲尾二〇〇五、一六七―一六八頁」。また「徭」という語は、一般民の徭役労働のみならず、官吏の出張業務を指して使われることがある。例えば尹灣漢簡のいわゆる「東海郡下轄長吏不在署・未到官者名籍」(YM6D5A)には、「徭」のために部署にいない長吏が一三名挙げられているが、それら「徭」の具體的内容は「罰戍を上谷に送る」「徒民を敦煌に送る」「衛士を送る」「邑の計を上る」「魚を市い^{あきな}財物を河南に就(僦)す」「材を市う」などで、明らかに公務による出張業務を含む。あるいは次の蓋寛饒傳の例。

先是時、衛司馬在部、見衛尉拜謁、常爲衛官繇使市買。……衛尉私使寬饒出、寬饒以令詣官府門上謁辭。尙書責問衛尉、由是衛官不復私使候・司馬。(『漢書』蓋寛饒傳)

是の時より先、衛司馬 部に在りて、衛尉を見れば拜謁し、常に衛官の爲に繇使市買す。衛尉私に寬饒を以て出ださしむるに、寬饒 令を以て官府の門に詣り謁を上りて辭す。尙書 衛尉を責問し、是に由りて衛官復た私に候・司馬を使わず。

従来、衛司馬は衛官のために「徭使」され、買物などを命じられていた。だが新たに衛司馬となった蓋寛饒は、衛尉が彼を「私使」した際にも公式の出張手續きを踏んだので、これによって衛尉は問責をうけ、悪弊が改められたという。ここの「徭使」は使い走りする——とすれば上司の私用のために——ことを意味しており、決して徭役労働ではない。こうした用語法を見る限り、一般民に義務として科せられる強制労働とその他の労働力とを厳密に區別しようとする

意識は、かなり稀薄であったといえよう。

とはいえ「官」と「民」との間には、報酬や勤務の形態において、はっきりと一線が劃されたはずだとの見方もある。だが漢初、さらには秦代にまで遡って俸給制度の歴史をたどるなら、報酬の支拂には様々なやり方があり、かつ特定の服役者への支拂方法には、時代による変化のあることが知られる。結論を先に言えば、最下層の官吏たちは、當初は仕事量に應じて報酬を受け取っていた公務服役者にすぎなかったのが、やがて固定した俸給を受け取るようになり、官僚組織の中に「官」としての地位を得るに至った者であると考えられる。俸給の有無を目安にして「官」「民」の間に一線を劃すにしても、その一線は絶えず變動していたことを忘れてはなるまい。

本稿は、睡虎地秦簡や張家山漢簡に見られる「更」「冗」という語を一つの手がかりとして、下級の公務服役者の勤務形態や報酬制度に検討を加え、漢代の統治機構が官僚制的に組織されていた過程を模索するものである。まず関連する諸研究を参照しながら「更」「冗」の意味するところを再検討し、秦漢初の下級官吏の就労形態を明らかにした上で、そこに垣間見られる俸給制度の歴史的展開を、筆者なりに整理しておきたい。

第一章 「更」と「冗」——考察の端緒として

「更」と「冗」が對になる概念であり、勞役や職務に就く際の、一種の就労形態を示す術語であることは、既に睡虎地秦簡から看取できる。やがて「二年律令」の「史律」とされる條文にもその語が現れ、更なる議論を展開する手がかりが得られた。ただしその語の意味をめぐるのは研究者の間で意見が分かれ、廣瀬薫雄・楊振紅が「更」を輪番での就役を指すとするのに對し「廣瀬二〇一〇、第七章、楊振紅二〇〇八」、それを官員の等級と見る説「曹旅寧二〇〇二」や、勤務

日數の單位とする説「朱林紅二〇〇八」、さらには就役免除の回數であるとする説「臧知非二〇〇四」も存在する。筆者は先に、「更」とは輪番による「交代(制)」を意味し、それと對になる「冗」とは、かかる輪番の枠に入らない勤務形態であると主張しており「宮宅二〇〇六、三二頁」、その點、廣瀨・楊説に基本的に賛同するものである。廣瀨二〇一〇では、他の所説が成り立ちがたいことも丁寧に論じられており、ここで新たに付け加えるべきことは、さほど多くない。だが行論の都合上、まず基本史料を提示し、廣瀨・楊説の妥當性を確かめておきたい。

最初に二年律令「史律」の、該當條文を擧げておく。(以下の現代日本語譯では、「更」「冗」の意味するところは、すでに自説に沿って譯出してある。)

卜學童能風(諷) 書史書三千字、誦卜書三千字、卜六發中一以上、乃得爲卜、以爲官佐。其能誦三萬以上者、以爲卜上計、六更。缺、試脩法、以六發中三以上者補之。(二年律令477-478)

卜の學童は史書三千字を讀み書きでき、卜書三千字を暗誦でき、六回の卜占を行って一回以上の中すれば、卜とすることができ、官佐とする。そのうち、三萬字以上を暗誦できる者は、卜上計とし、六交代の輪番に就ける。缺員が出れば、修法を試験し、六回の卜占を行って三回以上の中した者によって補充する。

以祝十四章試祝學童、能誦七千言以上者、乃得爲祝、五更。大(太)祝試祝、善祝・明祠事者、以爲冗祝、冗之。(479)

祝十四章によって祝の學童に試験を行い、七千言以上を暗誦できれば、祝とすることができ、五交代の輪番に就ける。太祝は祝に試験を課し、祝の技術に練達し祭祀のことに詳しい者であれば、冗祝とし、隨時就役させる。

謁任史・卜上計脩法、謁任卜學童令外學者、許之。□□學俱敢擅繇(徭)使史・卜・祝學童者、罰金四兩。史・卜年

五十六、佐爲吏盈廿歲、年五十六、皆爲八更。六十、爲十二【更】。五百石以下至有秩爲吏盈十歲、年當皖老者、爲十二更、踐更。⁽¹⁰⁾ (484~485)

史やトを推薦したいと願ひ出る際には、上計・脩法から選ぶ。⁽¹¹⁾ トの學童で、外學させる者を推薦したいと願ひ出た場合には、これを許可する。……學俱が敢えて史・ト・祝の學童を勝手に使役した場合は、罰金四兩。史・トで五十六歳の者、佐で吏となつてから二十年に達し、五十六歳となつた者は、いずれも八交代の輪番に就ける。六十歳の者は十二交代とする。五百石以下から有秩に至るまでの、吏となつてから十年に達し、皖老の年齡に當たる者は十二交代とし、……で踐更する。

疇尸・茜御・杜主樂皆五更、屬大(太)祝。祝年盈六十者、十二更、踐更大(太)祝。⁽⁴⁸⁶⁾

疇尸・茜御・杜主樂はいずれも五交代の輪番に就け、太祝に所屬させる。祝で六十歳に達した者は十二交代とし、太祝で踐更する。

右の四箇條から、史・ト・祝や一般の吏は、職務能力の優劣や年齡によつて、様々な「更」と「冗」とに分類されたことが分かる。それらを二種に分けて表にまとめておく(表1、表2)。

能力によつて「更」の数が如何に變化したのかは不明だが、通常は「更」として勤務する祝のなから、有能な者が「冗」とされている。また年齡においては、高齢者ほど更數が増加している。

先行する諸注、研究論文の多くが、ここに見える「更」「踐更」をいわゆる更卒制度と結びつけて解釋してきた。例えば臧知非は「更」を毎月一定期間、「更卒」として地方官府で就役することとし、高齢者にはその一部が免じられ、六十

表1 能力による更數の違い

	五更	六更	冗
卜		能誦三萬以上	
祝	能誦七千言以上 (通常の祝。疇尸・茜御・杜主樂を含む。)		善祝・明祠事

表2 年齢・勤務年數による更數の違い

	五更	八更	十二更
卜		五十六歳	六十歳
史		五十六歳	六十歳
祝	(通常の祝)		六十歳
佐		勤續二十年以上で、五十六歳	六十歳
五百石～有秩以上			勤續十年以上の院老

歳以上になると十二回分、すなわち一年十二ヶ月の徭役がすべて免除されたのだとする「臧知非二〇〇四」。

漢代に「更卒」と呼ばれる徭役義務が存在したのは確かである。

如淳曰、更有三品、有卒更、有踐更、有過更。古有正卒。無常人、皆當迭爲之。一月一更、是謂卒更也。貧者欲得顧更錢者、次直者出錢顧之、月二千、是謂踐更也。天下人皆直戍邊三日、亦名爲更、律所謂繇戍也。雖丞相子亦在戍邊之調。不可人人自行三日戍、又行者當自戍三日、不可往便還、因便住一歳一更。諸不行者、出錢三百入官、官以給戍者、是謂過更也。律說、卒踐更者、居也、居更縣中、五月乃更也。¹²⁾後從尉律、卒踐更一月、休十一月也。食貨志曰、月爲更卒、已復爲正、一歳屯戍、一歳力役、三十倍於古。此漢初因秦法而行之也。後遂改易、有謫乃戍邊一歳耳。逋、未出更錢者也。(『漢書』昭帝紀注)

如淳曰く、更に三品有り、卒更有り、踐更有り、過更有り。古えは正卒有り。常人なく、皆な當に迭ごもこれを爲すべし。一月にして一更す、是を卒更と謂うなり。貧者 顧更錢を得んと欲せば、次直者 錢を出だしてこれを顧い、月ごとに二千、是を踐更と謂うなり。天下の人は皆な戍邊に直たること三日、亦た名づけて更となす。律のいわゆる繇戍なり。丞相の子と雖も亦た戍邊の調に在り。人人自ら三日の戍

に行くべからず、又た行く者は當に自ら戍すること三日なるべきも、往きて便ち還るべからず、因りて住むこと一歳にして一更するを便とす。諸を行かざる者は、錢三百を出だして官に入れ、官は以て戍者に給す、是を過更と謂うなり。律説に、卒の踐更する者は、居するなり、縣中に居更し、五月にして乃ち更わるなり。のち尉律に従い、卒は踐更すること一月、休むこと十一月なり。食貨志に曰く、月ごとに更卒と爲り、已に復た正と爲る、一歳の屯戍、一歳の力役、古えに三十倍す。此れ漢初は秦の法に因りてこれを行えるなり。のち遂に改易し、謫有らば乃ち戍邊すること一歳なるのみ。逋とは、未だ更錢を出ださざる者なり。

服虔曰、以當爲更卒、出錢三百、謂之過更。自行爲卒、謂之踐更。〔漢書〕吳王濞傳

服虔曰く、當に更卒と爲るべきを以て、錢三百を出だす、これを過更と謂う。自ら行きて卒と爲る、これを踐更と謂う。

更卒制度については濱口重國の研究「濱口一九六六a、第二部第二」を皮切りに議論が重ねられ、服虔・如淳注の解釋にも諸説あるが、「更」が徭役義務の交代、またそれから引申して徭役そのものや服役期間を指すと見る點では一致している。「踐更」については、服虔と如淳で解釋が分かれるものの、大方に支持されている服虔説、及びそれに基づく濱口説に據れば、更卒として上番し、徭役に服することを意味する。

「更」が徭役への上番を指すとすれば、史律の規定で高齢者の更數が増えているのは、あたかも老年の者ほど酷使されていたかのようで、理解に苦しむ。この矛盾を避けるべく、臧知非はそれを免除の回數と見なした。だがこの解釋は、「免除」という含意を推測させる文字が、條文中にまったく見えない點において受け容れがたい。

また「更」や「踐更」を徭役の一科目と見なし、その點に疑いを挟まない點にも問題がある。例えば先に引いた史律486

では祝が「太祝に踐更す」ることになっており、この場合は祝が、太祝の官衙においてその本務を果たすことが「踐更」なのであって、それとは別に存在した、何らかの徭役義務に就くことではあるまい。また張家山漢簡「奏讞書」の案例⁽⁹⁹⁾⁽¹²³⁾では、樂人が咸陽の「外樂」に赴いて「踐更」しており、これもその本務に就いたことを指している。⁽¹³⁾

そもそも官吏には徭役負擔、すなわち直接労働によつて支拂うべき租税が課されない。『周禮』地官鄉大夫の「其舍者、國中貴者・賢者・能者・服公事者・老者・疾者、皆舍」に鄭司農は注して、

服公事者、謂若今吏有復除也。

公事に服す者とは、今の吏 復除有るが若きを謂うなり。

と明言している。官僚組織の最末端、あるいはその周邊に位置する者でも、公の職務に與る場合は同様であつて、例えば三老にも徭役免除の特權があつた。

擇鄉三老一人爲縣三老、與縣令丞尉以事相教、復勿繇戍、以十月賜酒肉。〔漢書〕高帝紀上

鄉三老一人を擇び縣三老と爲し、縣の令丞尉と與に事を以て相い教え、復して繇戍するなからしめ、十月を以て酒肉を賜う。

また二年律令では、一年間修行を積んだ工匠や特定地域の郵人なども徭役を免除されている。史・卜・祝も同様であつたに違いない。高齢の史・卜らへの優遇措置として、彼らに限つて徭役が免除されたとの説明は、明らかに漢代の制度と矛盾する。

さて、臧知非が「『更』を免除の回数と主張したのは、高齢者がより頻繁に服役する非合理に疑問を抱いたからであつたが、一方で曹旅寧・朱林紅は同様の疑念から、「更」を就勞義務とはまったく無關係の意味に解釋した。まず曹は、更とは史や卜らの等級であると主張し、その傍證として日没以降の時間が「更」で數えられることや、「三老五更」という

稱謂を擧げる「曹旅寧二〇〇二、三三四頁」。だがそもそも夜間が五更に分けられるのは、それに従って衛士が交代するからであるとも言われ、「更」が「交代」の意味とはまったく無縁に、等級を表す助數詞として使われたのか、疑わしい¹⁶。一方の朱林紅は史律48簡に見える「上計」の語に着目し、「更」を勤務評定に關わる術語とする。すなわち「更」とは一定の勞役期間を示し、史律に見える「更」とは、勤務評定の結果を報告する際に當該の日數を勤務日數に加増したことを指す、と「朱林紅二〇〇八、二三三～二四三頁」。確かに毎年秋の上計で行政記録を提出する際には、官吏の勤務成績も上申されたであろうが、そのことから「更」を加増された勤務日數とするのは、短絡の誹りを免れまい。何よりも同時に現れる「踐更」への説明を、朱説のなかに見いだすことができない。

結局のところ兩者の主張も、「更」とは徭役義務への就勞であるという先入觀から逃れられず、さりとて官吏が徭役に當てられるのは不合理なので、それを避けるべく強引に展開された、附會の説と言わざるを得ない。

すでに述べたとおり「踐更」とは、いわゆる更卒としての上番服役だけを指すものではない。徭役に限らず、祝や樂人が自らの本務に就くことも「踐更」と表現された。上に擧げた「奏讞書」案例⑰の、樂人の例がさらに示唆的なのは、咸陽の外樂で踐更した樂人が、普段は咸陽に居住しておらず、十一月からの任務に就くべく咸陽に赴いたことである。このことは、樂人が恒常的には就役しておらず、一年のうち特定の時期だけに勤務したことを示している。他の樂人たちも同様にして就勞し、彼らが輪番を組んで任務に當たったものと考えられる。

鷺尾二〇〇五も指摘するとおり「一五〇頁」、「更」という語もまた、更卒、あるいは徭役勞働への就役に限定されず、勤務を終えて交代すること、ないしはその任期を包括的に指す語である。

竟寧中、以杜陵令五府舉爲西域都護・騎都尉光祿大夫、西域敬其威信。三歲、更盡還（如淳曰、邊吏三歲一更、下言終更皆是也）、拜爲沛郡太守。……西域諸國上書願得會宗、陽朔中復爲都護。……會宗更盡還、以擅發戊己校尉之兵乏興、

有詔贖論。〔漢書〕段會宗傳

竟寧中、杜陵令の五府なるを以て舉げられて西域都護・騎都尉光祿大夫と爲り、西域その威信を敬う。三歳にして、更盡きて還り（如淳曰く、邊吏は三歳一更、下に「更を終え」と言うは皆な是れなり）、拜して沛郡太守と爲る。……西域諸國上書して會宗を得んことを願ひ、陽朔中に復た都護と爲る。……會宗更盡きて還るに、擅に戊己校尉の兵を發せるを以て乏興とせらるるも、詔有りて贖もて論ぜらる。

天水郡出身の段會宗は二度にわたって西域都護を拜命したが、その任務を離れることが「更が盡きる」——如淳注にも見えるとおり「更を終える」とも——と表現されている。「終更」の語は敦煌漢簡にも見える。

出戌卒卅人、終更罷。 二月戊寅盡三月丙子五十九日、積二千三百六十人。（D276）

戌卒卅人が出發、「更」を終えて任務を離れる。 二月戊寅から三月丙子までの五十九日間で、のべ二千三百六十人。

邊境簡に見える「罷卒」とは、戌卒としての任務を終えた者のことを謂う。ここで卒四〇人に五九日乗じ、のべ人数が計算されている理由は不明だが、「終更」が任務を終えて交代することを意味しているのは間違いない。段會宗の事例に立ち返ると、戌卒と同様に邊境の官吏にも一定の任期、すなわち義務期間があり、それを終えれば交代できたという如淳の解釋は、敦煌簡の例に照らしても妥當なものといえよう。官吏としての職務やその任期も、徭役の場合と同じく「更」と呼ばれることがあった。

さて、「更」を更卒の役務、すなわち徭役の一形態たる地方官府での勞役と切り離せない先行研究に對して、廣瀬・楊の論考は、祝がその本務に就くことが、史律において「踐更」と呼ばれていることに注目し、彼らが輪番で就役したこと、そして「更」として示される更數は何交代制であるかを示しており、一回の上番期間がどれも同じであるなら、更數が

増加するほど就役の間隔が開くものであることを主張した。この解釋は、高齢者ほど更數が増えることを合理的に説明しており、筆者もこれに賛同する。

廣瀨二〇一〇「二九八～二九九頁」が引用する新出の松柏漢簡⁽¹⁸⁾には、縣ごとの卒の數と、「～更、更ごと」に～人、餘（ないしは不足）～人」といった數字を記した簡が見え、更數と更ごとの人數を掛け合わせ、これに餘剩／不足人數を加減した數字は、卒の總數と一致する。例えばその第三行には、

夷陵、百二十五人、參更、更三十六人、餘十七人。

とある。三交代制で各グループが三六人だとすると、總計は三六×三＝一〇八人。これに對して夷陵縣の卒は一二五人なので、一〇八人を差し引けば一七人が餘ることになる。「～更」が「～交代」を意味しているとする廣瀨・楊の結論の正しさが、ここでも證明されている。

だがこの解釋に立ったとき新たに直面するのは、「史」、すなわち書記官をはじめとした官吏の一部は輪番で勤務しており、恒常的に持ち場にいたわけではないという、これまでの秦漢官僚制度研究の常識にはなかった事實である。この點についてさらに検討する前に、「更」と對になって現れる「冗」について一瞥し、輪番で勤務する者たちの廣がりと同時に確かめておきたい。

第二章 「冗」の字義とその服役形態

史律においては、特に優秀な祝が「祝五更」から「冗祝」に拔擢されていた。睡虎地秦律でも同様に、「冗」が「更」と對になって現れる。

更隸妾節（卽）有急事、總冗、以律稟食、不急勿總。 倉（秦律十八種54）

更隸妾にもし急ぎの用務があれば、冗隸妾を招集し、律に基づいて食糧を支給する。急ぎでなければ、招集してはならない。

冗隸妾二人當工一人、更隸妾四人當工【二】人、小隸臣妾可使者五人當工一人。 工人程（秦律十八種109）

冗隸妾二人は工一人に相當し、更隸妾四人は工一人に相當し、小隸臣妾で使役できる者は五人が工一人に相當する。工人程。

これらの記事から、隸妾刑徒には「更」と「冗」の二種があり、「冗」の方により多くの労働が期待できたこと、そして緊急の用務にも柔軟に投入し得たことが分かる。隸臣妾刑徒が經常的に使役されたのではないことは、これまでも指摘されてきたところであり「昬山一九八二、三〇四頁」、「更隸妾」の語が示すとおり、多くが輪番を組んで就役し、就役期間にのみ食糧が支給されていた。これと對置される「冗隸妾」とは、優秀な祝が「冗祝」にされたことを考えあわせるなら、技能に優れ、通常の隸妾二人分の仕事をこなせた者が、輪番に入ることなく就勞させられたものと考えられる。

筆者が前稿「宮宅二〇〇六」で行った検討では、以上の結論を示すに止まったが、その後に發表された廣瀨・楊の論考は、「冗」の意味をさらに掘り下げて論じている。

廣瀨は「更」と「冗」を非常勤と常勤の違いに喩え、祝が「祝五更」と「冗祝」に分かれることが示すとおり、官吏もその両者に區分されたとする。常勤官吏が基本的に官衙の宿舍に暮らし、休暇の間だけ歸宅を許されたのに對し、非常勤の者は、何らかの生業を持つ一方で、上番期間のみ職務に就き、幾ばくかの報酬を得た。廣瀨はこうした非常勤官吏を、高村二〇〇八の定義を借りて「半官半民の存在」とし、「それは官吏の中のごく一部に過ぎ」ず、その就役は「勞役の一種」であったとしている「廣瀨二〇一〇、三〇四頁、三一〇―三一一頁」。

一方で楊は、「更」と「冗」を唐代の「上番」と「長上」に擬え、唐代においてかかる形式で服役したのが、正式に任命された職事官以外の、勳官・武散官・四品以下の文散官・衛士等々であったことを指摘して、同じ制度が漢代にも存在したとする。すなわち、すべての官吏が「冗」「更」に分かれたのではなく、定員として置かれた官吏（「員吏」）の周邊に、「冗」「更」に分かれて就役する下僚や徭役負擔者、徒隸が存在したというのが、楊の結論である「楊振紅二〇〇八」。

兩者の説、とりわけ唐制との類似に着目した楊説は傾聴に値する。廣瀨説では「半官半民の存在」と定義されるに止まった、「冗」「更」に分かれて服役する人間集團が、楊説では「定員外の就勞者」として、より明確に規定されている。だが唐制をそのまま秦漢時代に當てはめ得るか否かは、より慎重に検討されねばなるまい。筆者なりに「冗」の字義と、かかる形式で服役する者たちについて整理しておきたい。

實のところ、それが「更」と對になるという事實の他に、「冗」の「常勤」「長期服役」という字義を明確に裏づける論據は、殆どない。そもそも「冗」は多くの場合「閑な」「餘剰の」という意味で用いられ、それが如上の字義を持つというのは、むしろ不自然に映る。『説文解字』によると、「冗（冗）」の義は以下の通り。

冗、𡇗（散）也。……人在屋下、無田事也。周書曰、宮中之冗食。（七篇下）

冗は、散なり。……人 屋下に在りて、田事なきなり。周書に曰く、「宮中の冗食」と。

冗とは屋根の下に人が居る形象であり、それはすなわち農作業に従事せず家に居ること、そこから「閑な」、あるいは「餘剰の」という義が生まれたとの解釋である。輪番シフトの外に置かれた「冗」とは、見方を變えればその枠外に「餘らされた」人員であり、彼らが「冗」と呼ばれたことは、『説文』の字解からも一應は説明できる。とはいえ「田事なきなり」との解釋が、「長期服役」の字義と些か噛み合わないことは否めない（文末【補注】參照）。

一方、白川靜は『説文』の字解に従わず、屋根の下に人が居るのは廟中の宿直者を象ったもので、宿直者がいて祭事が

行われていないという含意から、「閑な」という字義が生じたとしている「白川一九九四」。

「冗」が「宿直者」の象形であるとの指摘は、『説文』も引用する、『周禮』の「冗食」の語に手がかりを得ている。『説文』の「宮中之冗食」は、『周禮』夏官・校人の「等馭夫之祿・宮中之稍食」を誤って引用したもので、「冗食」の語は實際には同書の地官・廩人に、

掌共外内朝冗食者之食。（注、……。冗食者、謂留治文書。若今尙書之屬、諸直上者。）

外内朝の冗食せる者の食を共するを掌る。（注、……。冗食せる者とは、留りて文書を治むるを謂う。今の尙書の屬、諸直上せる者の若し。）

として現れ、宿直者への給食を指すものと解釋されている。「冗食者」とは宿直者であるというのが正しければ、それは「冗」が「長期勤務」という字義を持つことを傍證する。「冗」として繼續的に勤務する者は、上番にあわせて就役場所と自宅とを行き來したのではなく、官衙のいずこかに居住し、いわば常に宿直している状態におかれていたのであろう。

『説文』と白川、いずれの解釋が原義に近いのかは定かでないが、少なくとも『周禮』鄭玄注は「冗」に「宿直」という含意があることを認めている。このことは、秦漢時代に「冗」とされた者の就役形態を暗示していよう。例えば睡虎地秦簡には「冗居」の語が見える。

隸臣妾其從事公、隸臣月禾二石、隸妾一石半。其不從事、勿稟。…（中略）…。嬰兒之母（無）母者各半石、雖有母而與其母冗居公者、亦稟之、禾月半石。…（後略）…。倉（秦律十八種49～52）

隸臣妾で公の役務に従事している者は、隸臣は月に禾二石、隸妾は月に一石半の支給を受ける。従事していない者には支給しない。……嬰兒で母親がいない者にはそれぞれ半石、母親がいても、その母親とともに官衙で「冗居」している場合は、これにも支給を行い、禾を月に半石とする。

輪番で就役する隸臣妾には、就役時にのみ食糧が支給される原則であり、従って彼らは官からの支給以外の、何らかの生活の糧、および非番の時に暮らす居住場所を持っていたはずである「宮宅二〇〇六」。それ故に幼い子供の撫育も、基本的には隸臣妾の家で獨自に行われることになっていたが、上記規定にはその例外が二つ見える。一つは母親が死亡している場合、もう一つは母親が「冗居公——公に冗居——」している場合である。

「居公」とは「居作縣官」、すなわち官衙において勞役に就くことを謂う。¹⁹「冗」の字義が上に検討した通りだとすれば、「冗居公」とは官衙で長期にわたり就役し、居所も官衙のいずこかに與えられていたことを意味しよう。その場合、母親は頻繁に役務に驅り出され、それ故にその子供には、母親のいない嬰兒と同様に食糧が支給されたと考えられる。

一方で、隸臣の妻が「更」である場合は、通常の妻帯者と同様に扱われた。

…(前略)…隸臣有妻・妻更及有外妻者、責衣。…(後略)…司空。(秦律十八種141～142)

隸臣に妻や「更」である妻、及び外妻がいる場合には、衣服代を取り立てる。

「妻更」というのは些か分かりにくいだが、妻も何らかの役務に服しているものの、輪番勤務であることを言うのであろう。その場合には隸臣の衣服は自辨とされ、官が支給した時には代金が請求された。「冗」である母親は育児に時間を割けないと見なされていたのは、好対照である。

「冗」とされた者が継続的に就役したことは、次の「二年律令」からも窺える。

吏及宦皇帝者、中從騎、歲予告六十日。它冗官²⁰、卅日。吏官去家二千里以上者、二歲壹歸、予告八十日。(二年律令217)

官吏および皇帝の近臣、中從騎には毎年六十日の休暇を與える。その他の「冗官」には四十日。官吏でその官署が家から二千里以上離れている者は、二年に一度歸郷させ、八十日の休暇を與える。

「冗官」とは通常、有り餘っている閑な官職を指すが、ここに見える「冗官」が漫然と「閑な官」を意味するとすれば、

この規定の中身は極めて曖昧なものとなってしまふ。ここでは「冗祝」の如く、通常は輪番勤務である者たちの中の、特に「冗」とされ輪番から外れた者たちが「冗官」と呼ばれているのであろう。通常の官吏や「宦皇帝者」を除いた、その他の「冗官」には、四十日間の休暇しか與えられなかったというのが、この規定の内容と考えられる。この記事はその裏返しとして、「冗」とされた者が休暇期間以外には、繼續的に勤務していたことを示している。

要するに、「冗」字が何らかの就労形態を指して用いられる場合には、勤務場所に起居していることを意味し、特に「更」との比較でいえば、有能な者が輪番から外され、直ちに動員し得る環境の下で、恒常的に就労させられること指すものと考ええる。

さて、以上に挙げたのは二年律令の時代、つまり前漢初期までの史料であるが、前漢中期以降の史料に目を向けると、例えば『周禮』にも見えた「冗食」の語が、いくぶん違ったかたちで現れる。

遣光祿大夫博士嘉等十一人、行舉瀕河之郡水所毀傷困乏不能自存者、財振貸。……。避水它郡國、在所冗食之（注、文穎曰、冗、散也。散廩食使生活、不占著戶給役使也。如淳曰、散著人間給食之、官償其直也。師古曰、文說是也。……）、謹遇以文理、無令失職。（『漢書』成帝紀）

（河平四年（前二五））光祿大夫博士嘉等十一人を遣し、行りて瀕河の郡の、水の毀傷せる所の、困乏して自存する能わざる者を舉げしめ、財りて振貸す。……。水を它的郡國に避くるは、在所 これに冗食せしめ（注、文穎曰く、冗は、散なり。散じて廩食して生活せしめ、戸を占著して役使に給せざるなり。如淳曰く、人間に散著しこれに給食し、官その直を償うなり。師古曰く、文說是なり。……）、謹しんで遇するに文理を以てし、職を失わしむるなかれ。

百姓財竭力盡、愁恨感天、災異婁降、饑饉仍臻。流散冗食（注、師古曰、冗亦散也。……）、餒死於道、以百萬數。（『漢書』谷永傳）

百姓 財竭き力盡き、愁恨 天を感じしめ、災異婁しば降り、饑饉仍りに臻る。流散冗食し（注、師古曰く、冗も亦た散なり。……）、道に餓死すること、百萬を以て數う。

『漢書』の諸注は、この二つの「冗」をいずれも「散なり」と注釋し、分散して居所を與えることとしている。だがこの解釋は、『周禮』の「冗食」が意味するところと食い違い、諸家が文意を正確に理解できているのか、いささか心許ない。むしろここで注目すべきは、二つの記事がいずれも窮民への救済と關連する點であろう。十分な經濟基盤を持たない彼らを、暫定的に各所の官衙に收容し、ある程度繼續的に食糧を與えたというのが、ここでの「冗」字に込められた意味ではあるまいか。

「更」と對になる「冗」の字義によつて『漢書』の「冗食」を取えて理解しようとする、ひとまず右のように説明することが可能だが、それでもなお『周禮』の「冗食」との間に意味のズレがあることは否めない。實のところ、前漢中期以降「冗」の字義は徐々に變化していったものと思われる。例えば「冗官」の語は、

臣素有固疾、恐犬馬齒窮、不報大恩。願乞冗官、備單車一介之使、勞來三輔、宣國威澤、以所習地形兵執、佐助諸軍。

（『後漢書』皇甫規傳）

臣素より固疾有れば、犬馬の齒窮き、大恩に報いざらんことを恐る。願わくば冗官を乞い、單車一介の使に備えられ、三輔を勞來し、國の威澤を宣べ、習らう所の地形兵執を以て、諸軍を佐助せん。

の如く、専ら閑職を指す語となっている。後述するとおり、就役形態としての「更」字は、一般民が輪番で徭役義務に服する場合以外には、殆ど使われなくなり、それに伴つて「冗」の字義から「非輪番」の意が失われ、「冗官」とは固定した職務がなく、ただ待機しているだけの閑官を指すようになったものと考えられる。こうした語義の歴史的な變遷については、後段で改めて取り上げることとしたい。

第三章 「更」と「冗」に分かれて就労する者たちとその待遇

前章に挙げた廣瀬・楊の兩説を比較した時、大きく相違するのは「冗」「更」に分かれて勤務する者たちの範囲である。廣瀬が「冗」を「常勤」とし、大多数の一般官吏をも「冗」の中に包み込むのに對し、楊は「冗」が時に「員」と對になることを指摘し、定員として置かれた官吏以外の、下層の公務服役者が「冗」と「更」に分かれて勤務・就役したと考えている。楊の指摘は、先に述べた「冗官」の意味變化を考える上で示唆に富み、筆者は楊説が妥當と考える。だが結論を下す前に、「冗」「更」に分かれて就労する者たちを具體的に列挙しておこう。

・身體障害者（罷癰）

これまで引用してきた史料から、卜、祝、樂人、高齢の史・佐や、同じく高齢の有秩以上の官吏、及び隸臣妾が輪番勤務したことが知られた。これらに加えて、身體障害者の就労も輪番で組まれていた。

金瘡、有□病、皆以爲罷瘡（癰）、可事如眊老。其非從軍戰瘡也、作縣官四更、不可事、勿事。……（二年律令408～409）

刀傷のある者や、□病を患っている者は、いずれも「罷癰」とする。役務に耐えうるならば、眊老と同様に扱う。

その傷が從軍によってつけられたものでなければ、官署で四交代の輪番に就ける。役務に耐えられないときには、使役してはならない。

「罷癰」とは、⁽²¹⁾ここでは刀傷や疾病を抱えた者、さらには著しく身長の低い者がそれに該當する。⁽²²⁾こうした障害を抱えた者は「罷癰」として戸籍に登録され、⁽²³⁾徭役負擔において優遇を受けた。⁽²⁴⁾だが一方で、その生活を保障する意味も込めて、官府で就役させられる場合もある。⁽²⁵⁾右に引用した規定は、軍務により刀傷を負ったのではない者を、官府において四交代

で就勞させたものであり、四交代という就役の頻繁さ——一年で總計三ヶ月間——は、彼らが酷使されていたというよりも、一定の生活保護が必要であつたという視點から説明されるべきであろう。

・一般の徭役、兵役従事者

一般人に課せられる徭役にも輪番が組まれていた。先に挙げた如淳注で「正卒」は「一月一更」「踐更一月、休十一月」とされており、いわば十二交代制の輪番で就役していた。⁽²⁶⁾ 戍邊もまた「一歳一更」とされ、衛士の任務と同様に一年交代であつたが、これは一定の周期で上番義務が回ってくるものではなく、正確には輪番とは呼べまい。ただし睡虎地秦簡には、

百姓有母及同性（生）爲隸妾、非適（謫）罪毆（也）而欲爲冗邊五歲、毋賞（償）興日、以免一人爲庶人、許之。……
司空（秦律十八種151～152）

母や姉妹を隸妾とされている者が、自分が罪を犯したわけではないのに五年間の邊境防備に就き、それを徵發日數の減殺に用いることなく、隸妾一人を免じて庶人としようとするならば、これを許す。……。司空律。

として「冗邊」の語が見える。一年で交代せず、五年にわたり戍邊に當たるが故に、特に「冗」字が冠せられているのであろう。同じく秦律雜抄や新出の里耶秦簡に、

冗募歸、辭曰「日已備、致未來。」不如辭、貲日四月居邊。……（秦律雜抄35）

「冗募」が歸還しようとし、「すでに勤務すべき日數を滿了したが、證明書がまだ届かない」と述べたが、その言葉のとおりでなかったならば、未滿了日數一日ごとに四ヶ月分の邊境勤務を貲刑として科す。……

□冗募群戍卒百冊三人。

尉守狐課。

□廿六人。

●死一人。

十一月己酉視事、盡十二月辛未。

□六百廿六人而死者一人。

(里耶秦簡⑧132+⑧334)

冗募の群戍卒一四三人。…(後略)…

として見える「冗募」も、募兵に應じて長期間の邊境防備に就く兵士に、特に「冗」字が付けられたもの⁽²⁸⁾と考える。

・専門技術者

卜・祝・樂人といった専門技術者たちも輪番でその業務に当たっていた。加えて、漢長安城未央宮址から發見された骨器刻文には「冗工」なる呼稱が見え、「工」と呼ばれる手工業技術者も同様であったことが分かる。

始元二年河南工官守令若秦守

丞畢護工卒史不害作府

嗇夫日佐意冗工充昌

建成工安世造⁽²⁹⁾(3: 09109)

始元二年(前八五)、河南工官守令の若秦、守丞の畢、護工卒史の不害、作府嗇夫の日、佐の意、冗工の充・昌・建成、工の安世が製造。

これらの骨器は、弓の兩端の、弦を掛ける部分に付けられた「ゆはず」であり、そこには弓弩作成に当たった者たちの名が記されている「佐原一九九一」。工官の長から始まる人名の羅列の中で、冗工は作府嗇夫やその佐の後、單なる「工」の前に置かれている。おそらく一般の工人が輪番で就役したのに對し、優秀な工が「冗工」とされて⁽³⁰⁾繼續的に弓弩製造に當たり、「工」よりも一等上の地位を占めたのであろう。

さらに睡虎地秦簡では、家畜の飼育に當たる「阜」の中に「冗阜」が見える。

以四月・七月・十月・正月膚田牛。⁽³²⁾卒歲、以正月大課之、最、賜田耆夫壺酉（酒）束脯、爲阜（阜）者除一更、賜牛長日三旬。殿者、諱田耆夫、罰冗阜者二月。…（後略）…廩苑律（秦律十八種13～14）

四月・七月・十月・正月に耕作用の牛を検査する。一年が経つと、正月に評定を行い、成績が最優秀であれば、田耆夫に壺酒・束脯を賜與し、阜となっていた者は一回分の上番を免除され、牛長には勤務日数を三十日分賜與する。成績が最も悪い場合は、田耆夫を譴責し、冗阜であった者は勤務日数二ヶ月を奪う。⁽³³⁾…廩苑律。

成績最優秀の場合は、擔當の田耆夫に酒肉が與えられ、「阜」には「除一更」、すなわち一回分の上番を免除する恩賞が與えられており、まず「阜」が輪番で役務に就いたことが知られる。また最下等となった場合の科罰對象には「冗阜」が含まれ、恒常的に就役する「阜」も一方には存在していた。睡虎地秦簡には「阜耆夫」が見え、「阜」は彼らの下に統括されていたと思われるが、詳細は知り得ない。⁽³⁴⁾

如何なる人間が工・阜、さらには卜・祝や樂人に充てられ、如何なる待遇を受けたのかはよく分からない。少なくとも、楊振紅が指摘するとおり、樂人は官署で公務に就くといえ、決して「員吏」ではなかった「楊振紅二〇〇八、八九頁」。

〔太子樂令〕員吏二十五人、其二人百石、一人斗食、七人佐、十人學事、四人守學事。樂人八佾舞三百八十人。（續

漢書〕百官志二注引『漢官』

同様に下級の祝も定員外に置かれる。

〔太祝令〕員吏四十一人、其二人百石、二人斗食、二十二佐、二人學事、四人守學事、九人有秩。百五十人祝人、宰二百四十二人、屠者六十人。（同上）

『漢官』において、員吏の中に入れない者たちとしては、他に官醫、衛士、卒騶、吏從者、執金吾驍騎があり、前述

したとおり、楊はこれらの者が「冗」「更」に分かれて就役したとしている。従うべきであろう。その他に「待詔」も員吏には入らず、そのうち太史待詔の中には「龜卜」に當たる者が見える⁽³⁶⁾。

これらの専門技術者は、仕事の専門性からして、徴發された一般人が徭役の一環として務めたものではあるまい。睡虎地秦簡の「均工」からは、工人が「工師」の指導を受けて技術を習得し、「新工」と「故工」では年間のノルマが相違したことが見て取れる⁽³⁷⁾。類似的規定は二年律令にも見え、官衙で勤務する熟練工には復除の特権が與えられていた⁽³⁸⁾。特殊技能を持つ人間集團が世襲や徒弟關係を軸にして技術を傳承していく一方で、その一部は、あくまで定員外の扱いながら、官府組織の中に取り込まれ、人材の育成にも官が積極的に關與するようになっていたという狀況が想像される⁽⁴¹⁾。

・下級官吏

秦律によると、秦代の地方官衙の各部署には長として「嗇夫」が置かれ、その下に佐や史、さらにより下級の屬僚が配されていた。例えば倉官は、

倉嗇夫—佐—史—稟人

という職階構造を持つ⁽⁴²⁾。各部署の嗇夫としては他に「庫嗇夫」「田嗇夫」「司空嗇夫」「厩嗇夫」などが存在し、特定方面の業務に責任を持つこれら嗇夫は「官嗇夫」と總稱された。その上に「縣嗇夫」「大嗇夫」と呼ばれる縣の長官が置かれ、それら官嗇夫を統括した「裘錫圭一九八一・b」。二年律令では、官嗇夫の秩祿は百六十―百二十石とされ、ほとんどが「有秩」の吏であった⁽⁴³⁾。

先に舉げた史律によると、高齢の「史」は輪番勤務したことになる。同じく高齢の「佐」や有秩以上の官吏も同様であった。だが年限に達しない少壯の者たちはどうだったのか。まず佐・史については、睡虎地秦簡に次の規定が見え

る。

都官有秩吏及離官齋夫、養各一人。其佐・史與共養、十人、車牛一兩（輛）、見牛者一人。都官之佐・史冗者、十人、養一人、十五人、車牛一兩（輛）、見牛者一人。…（後略）…（秦律十八種72～73）

都官の有秩の吏、及び離官の齋夫には、炊事係がそれぞれ一人つく。その佐・史は炊事係を共有し、十人ごとに車牛一輛と牛の世話係一人。都官の佐・史の冗である者は、十人ごとに炊事係一人、十五人ごとに車牛一輛と牛の世話係一人。……

これは公用旅行中の齋夫とその下僚たる佐・史への待遇について規定したものであるが、そのなかに「佐・史の冗たる者」という語が現れる。「佐、史冗者」には、單に「佐・史」とのみ記される場合よりも一段低い待遇が與えられており、「佐・史」の中より下位の者が「冗」「更」に分かれて就勞していたものと考えられる。詳細は確としないが、佐・史クラスの官吏のなかには、年配者に限らず、少壯の輪番勤務者がいたとおぼしい。

後漢時代に降っても、「賤（賤）更の小史」なる下級官が『續漢書』輿服志に見える。

通天冠、高九寸、……。今下至賤更小史、皆通制袍・單衣・皁緣領袖中衣、爲朝服云。（『續漢書』輿服志下）

通天冠、高さ九寸、……。今下は賤更の小史に至るまで、皆な通じて袍・單衣・皁緣領袖の中衣を制し、朝服と爲すと云う。

ここに見える「賤更」とは、恐らく「賤更」の誤りであろう。⁽⁴⁴⁾ 最末端の書記である小史の中には、後代にもなお輪番で勤務する者が存在した。

これに對し、有秩以上の少壯官吏については何の手がかりもない。考えられるのは次の二つの可能性である。

- ① 輪番で就役し、そのうち優秀な者は選拔されて「冗」とされた。（すなわち「更」「冗」に分かれて就勞していた。）

② 輪番を組まず、恒常的に勤務するのが常態であつた。(すなわち「更」「冗」の別はなく、高齢者のみが特別に輪番勤務とされた。)

ここで①の可能性を想定するなら、有秩以上の、例えば五百石程度の少壯官吏の中にも輪番で勤務する者がいたことになる。だがかくも上級の官吏までもが「冗」「更」に分かれていたとは考えにくい。睡虎地秦簡にみえる「冗吏」の用例は、いずれも官嗇夫、すなわち「有秩」よりも下級の官吏を指して用いられているからである。

倉廩(漏)荐(朽)禾粟、及積禾粟而敗之、其不可食者、不盈百石以下、諍官嗇夫。百石以上到千石、貲官嗇夫一甲。過千石以上、貲官嗇夫二甲。令官嗇夫・冗吏共賞(償)敗禾粟。…(略)…效(秦律十八種164～166、效律22～24もほぼ同文)穀倉が雨漏りして穀物を腐らせた、及び穀物を貯藏していて腐らせた場合、そのもはや食べられないものが百石未満であれば、官嗇夫を譴責する。百石以上から千石までであれば、官嗇夫を貲一甲とする。千石より多ければ、官嗇夫を貲二甲とする。官嗇夫や冗吏には腐った穀物を共同で賠償させる。……。效律。

官嗇夫・冗吏⁽⁴⁶⁾皆共賞(償)不備之貨而入贏。(效律2)

官嗇夫と冗吏はいずれも共同で不足している財物を賠償したり、餘剩分を繰り込んだりする。

右の規定では官嗇夫と「冗吏」が並べられ、具體的には嗇夫に下屬する佐や史を指していると考えられる。また次の簡では「官長」が「冗吏」と並置される。

縣・都官坐效・計以負賞(償)者、已論、嗇夫卽以其直(值)錢分負其官長及冗吏、而人與參辨券、以效少内、少内以收責之。…(略)…金布(秦律十八種80～81)

縣や都官が検査や帳簿管理のことで罪を咎められ、賠償責任を負った場合、すでに量刑が下ったならば、嗇夫はた

表3 下級官吏の輪番勤務の有無

	官嗇夫（有秩）以上	佐	史
少壯	×	○	○
高齢	○	○	○

だちに支拂うべき金額をその官長と冗吏とで分擔させ、人ごとに參辨券を與え、少内に收めさせ、少内はそれによつて負債を回收する。……。金布律。

「官長」とは都官の長、すなわち地方に置かれた中央からの出先機關の官嗇夫のことであり、⁽⁴⁷⁾「冗吏」の指す内容は前條と同じであらう。最後にもう一例。

官嗇夫貲二甲、令・丞貲一甲。官嗇夫貲一甲、令・丞貲一盾。其吏主者坐以貲・誅如官嗇夫。其它冗吏・令史掾計者、
…(略)…、如令・丞。(效律51～53)

官嗇夫が貲二甲であれば、令・丞は貲一甲。官嗇夫が貲一甲であれば、令・丞は貲一盾。擔當官吏が貲罪や譴責の咎に觸れる場合は、官嗇夫と同様に扱う。その他の冗吏や令史の帳簿を扱う者は、…(略)…、令・丞と同様に扱う。ここではまず直接責任者（官嗇夫）への處罰と、その監督者等の間接責任者（縣の令・丞）への處罰との關係が規定される。その大原則が述べられた上で「吏主者」は直接責任者（すなわち官嗇夫なみに扱われる）、冗吏らは間接責任者（すなわち令・丞なみ）とされる旨が補足されている。ここに見える、直接責任を負わない「冗吏」というのも、官嗇夫配下の佐・史が念頭に置かれているに違いない。佐・史レベルの下級官吏は輪番で勤務することがあり得たものの、⁽⁴⁸⁾官嗇夫以上、すなわち有秩以上の官吏は高齢者のみが輪番とされたのであらう（表3）。従つて史律が有秩以上を別立てにしているのは、意味のある區分であると考えるが、この點は後に詳しく、別の角度から論じることとする。

さて、ここまで「冗」「更」に分かれて服役・勤務する者たちを、いくつかに分類しつつ整理してきたが、そのうち卜・祝・樂人・工人などの「専門技術者」と史をはじめとした「下級官吏」との間の一線

は、實は明確ではない。史律において卜・祝と史とが同一條文内で並列され、一つの範疇に收められていること自體が、すでにそのことを明示している。

書記官たる「史」が卜・祝と同列に扱われていたことは一見奇異に映る。しかし「史」もまた専門知識によつて君主に奉仕する者であつた。秦代にはなお、「史」となるための學習の場が原則として「史」の子弟のみに開かれており、特定の人間集團がその地位を獨占していたと思ひいことも、忘れてはなるまい。⁽⁴⁹⁾『禮記』王制は史と卜・祝・醫などを一括りにし、それらを「執技以事上者——技を執り以て上に事うる者——」と呼ぶ。

凡執技以事上者、祝・史・射・御・醫・卜、及百工（言技謂此七者）。凡執技以事上者、不貳事、不移官（欲專其事、亦爲不德）、出鄉不與士齒（賤也。於其鄉中則齒。親親也）、仕於家者、出鄉不與士齒（亦賤）。（『禮記』王制）

凡そ技を執り以て上に事うる者は、祝・史・射・御・醫・卜、及び百工（技と言うは此の七者を謂う）。凡そ技を執り以て上に事うる者は、事を貳せず、官を移らず（其の事を専らにせんと欲し、亦た不德と爲せばなり）、郷に出でて士と齒せず（賤なればなり。其の郷中に於いては則ち齒す。親を親とするなり）。家に仕うる者も、郷に出でて士と齒せず（亦た賤なればなり）。

もちろん秦代にはすでに「史」の階層分化が進んでおり、睡虎地秦簡においても、「令史」はより上級の「史」として、通常の「史」と明らかに區別されている。⁽⁵⁰⁾御史や内史のようなとりわけ高位の「史」を、『禮記』に見える下層の「史」と同一視することはできない。だがそれら高位の史も君主に下屬する専門技術者から分化してきたのであり、元々は「士と齒せぬ」者たちであつたと考えられる。

同じく「執技以事上者」の一種である「百工」を『禮記』王制は身體障害者と同列に扱っている。

瘖・聾・跛躄・斷者・侏儒・百工、各以其器食之。（斷、謂支節絕也。侏儒、短人也。器、能也。）

瘠・聾・跛躄・斷者・侏儒・百工は、各おの其の器を以てこれに食ましむ。(注、斷とは、支節の絶たるを謂うなり。

侏儒とは、短人なり。器とは、能なり。)

身體的な障害を抱える者は、その能力に應じて君主に奉仕し、その働きに應じて食を與えられ、生活を保障された。より強い君主権の下に置かれ、より頻繁に君主に直接奉仕し、それによって生計を立てる點において、技術者も下級官吏もこれと變わりない。官僚の一部、少なくともその底邊を支える者たちが「執技以事上者」から生まれてきたとすれば、輪番勤務を基本としつつ、特に優秀な者は恒常的に服役させるという隸臣妾や工人・樂人の就役形態が、下級官吏に適用されていたとしても、決して不自然なことではない。

ただし、専門技術者と下級官吏、さらには刑徒や徭役に服す一般民をも「公務服役者」として一括することには反論もある。官吏には秩祿が與えられ、俸給やその他の待遇において他の服役者とは一線を劃したはずである、と。確かに、例えば百石の秩を持つ官吏には月一六斛(石)の俸祿が與えられたことになっている(『續漢書』百官志五「百官受奉例」)。だが最下層の官吏、とりわけ交代勤務する者たちに、そうしたかたちで報酬が與えられていたとは考えにくい。なぜなら秩祿の呼稱となっている「石」という數量は、元々は一年間に受け取る俸祿の額を示していたものであるから、交代勤務する佐や史、トや祝、すなわち通年勤務しない者たちにも、年祿の額に由來する地位呼稱が與えられ、それに従って報酬が支給されていたのか、疑わしいのである。

輪番勤務者のうち、隸臣妾への食糧支給についてはその詳細が睡虎地秦簡から窺い知れる。それによると、公務に服している期間のみ、隸臣には月二石、隸妾には月一石半が支給された。⁽¹⁾これはそれぞれ、 $1/3$ 斗と $1/4$ 斗に六〇(二日二食、三〇日分)を乗じた數字と合致し、男子は一食 $1/3$ 斗(男子參)、女子は $1/4$ 斗(女子駟)というのが、財産刑を勞役で代納する者への支給も含めた、刑徒への基本的な支給量であった。⁽²⁾ただし城壁の建築などの重勞働に服するときは、

男子は晝1／2斗、夜1／3斗、女子は晝夜とも一食1／3斗に増量された⁽⁵³⁾。

支給量として先ず月額が擧げられ、かつそれが月の大小を問わず定額であつた點からして、隸臣妾の輪番は月を單位に組まれ、決まつた額の食料が月ごとに支給されたと考えられる。その一方で、より重い勞役に服した場合には、その日數に應じて食料を加算するなどの措置が採られたのであらう。

廣瀬は、樂人の就役が「踐十一月更」⁽⁵⁴⁾（「奏獻書」106）などと表現されていることから、その輪番も月單位で組まれたと推測している。従うべきであらう。史・卜・祝などもそれと同様であり、彼らが月ごとに交代勤務する者であつたならば、勤務した月にのみ一定の報酬が與えられたに違いない。受領額には多寡があつたにせよ、報酬が月額で規定されていた點においては、隸臣妾も下級書記官も同じであり、むしろ一線は秩祿を持ち、定額の年祿を保證されている、より上級の官吏と、それ以下の者との間に劃されていた。

官府において一定の職責を果たすものの、通常の官吏とは區別され、その下層に置かれていた者たちとは、さしずめ『周禮』で「士」の下に現れる「府・史・胥・徒」がそれに該當する。天官序官の、冢宰の部分を一例に擧げておく。

大宰、卿一人、小宰、中大夫二人、宰夫、下大夫四人、上士八人、中士十有六人、旅下士三十有二人、府六人、史十有二人（注、府、治藏、史、掌書者。凡府・史皆其官長所自辟除）、胥十有二人、徒百有二十人（注、此民給徭役者。若今衛士矣。胥讀如譜。謂其有才知爲什長）。

大宰、卿一人、小宰、中大夫二人、宰夫、下大夫四人、上士八人、中士十有六人、旅下士三十有二人、府六人、史十有二人（注、府は藏を治め、史は書を掌る者なり。凡そ府・史は皆なその官長の自ら辟除する所なり）、胥十有二人、徒百有二十人（注、此れ民の徭役に給する者なり。今の衛士の若し。胥は讀むこと譜の如し。その才知有りて什長と爲るを謂う）。

このうち「府・史」は「庶人の官に在る者」とも呼ばれたが⁽⁵⁵⁾、『儀禮』燕禮の鄭玄注は、「庶人在官者」とは「未だ正祿を

得ざる者」であるとする。⁽⁵⁶⁾「士」と「府・史」との間には報酬形態において相違があり、府・史はむしろ徭役に服す一般民に近いという鄭玄の解釋は、上述した漢代の制度、あるいはそれに影響を受けた鄭玄の認識が周制に投影されたものであろう。

一方、漢人がいにしへの「士」階級に準えたのは漢代の「有秩」以上の吏である。

或曰、漢初掾史辟、皆上言之、故有秩比命士。其所不言、則爲百石屬。其後皆自辟除、故通爲百石云。（『續漢書』百官志一 大尉條）

或いは曰く、漢初は掾史辟せらるるに、皆なこれを上言す、故に有秩は命士に比せらる。其の言わざる所は、則ち百石の屬と爲す。其の後皆な自ら辟除し、故に通じて百石と爲すと云う。

私見では「有秩」とは元來、一定額の年祿を受ける者を指し、従って彼らは通年勤務が基本であつたのに對し、「有秩」ではない官吏には年祿がなく、勤務日數に應じて報酬を受け取り、中には輪番で年數ヶ月のみ勤務する「官吏」も含まれていたものと考ええる。有秩以上の官吏は、高齢者を除けば經常勤務が普通であつたという先の推論も、この假説と呼應するものである。ただしそこには、秦から漢に至るまでの、秩祿制度の變化が想定される。章を改め、「有秩」の意味とその時代ごとの變遷について論じよう。

第四章 「有秩」とは

「有秩」の語は『漢書』百官表や『續漢書』百官志の郷官の部分に現れ、例えば百官志に、

郷置有秩・三老・游徼。本注曰、有秩、郡所署、秩百石、掌一郷人。其郷小者、縣置嗇夫一人。（『續漢書』百官志五

郷官條

郷ごとに有秩・三老・游徼を置く。本注に曰く、有秩は、郡の署する所にして、秩は百石、一郷の人を掌る。其の郷の小なる者は、縣 嗇夫一人を置く。

とあるのだけを見れば、郷に置かれた特定の官職を指すようにも映る。だが「有秩士吏」「有秩嗇夫」といった官職名も見られ、従ってそれは官吏の地位・資格を示す語であり、郷の有秩とは、實のところ「郷有秩嗇夫」の略稱であつた。⁽⁵⁷⁾ 史書において、例えば『史記』范雎列傳に、

今自有秩以上至諸大吏、下及王左右、無非相國之人者。

今 有秩より以上、諸の大吏に至るまで、下は王の左右に及ぶまで、相國の人にあらざる者なし。として現れるのも、官吏に與えられた特定の地位を指したものであるう。

官吏の地位を指すとなれば、まず想定される意味内容は秩祿の多寡である。「郷有秩（嗇夫）」の秩祿が百石であること、あるいは二年律令のなかで爵位と官秩との對應が示される際にも、

…(前略)…大夫比三百石、不更比有秩、簪裹比斗食、上造・公士比佐史。…(後略)…(二年律令292)

大夫は三百石、不更は有秩、簪裹は斗食、上造・公士は佐史になぞらえる。

とされることは、…二百石↓百石↓斗食↓佐史、と續く「百官受奉例」の秩祿の等級と引き比べて、有秩とは、百石の秩祿を持つ者の別稱ではないかと思わせる。だが二年律令には同時に、

…(前略)…有秩毋乘車者、各百廿石。(二年律令490)

…有秩の乗車なき者は、それぞれ百二十石。

とあり、それが百石のみを指すのではないことを明言している。⁽⁵⁸⁾ また『漢書』外戚傳には宮中の后妃・女官の等級と秩祿

との對應關係が擧げられているが、元帝が「昭儀」の號を追加して完成させたというその等級によると、「無涓」「共和」等が百石に、そしてその一等下の「上家人子」「中家人子」は「有秩斗食」に準えられている。⁽⁶¹⁾ここで「有秩」は明らかに百石より下位に置かれ、むしろ斗食と並稱されている。⁽⁶¹⁾さらに降って『續漢書』百官志注に引かれた『漢官』では、例えば太祝令の屬官・下僚が、

員吏四十一人、其二人百石、二人斗食、二十二人佐、二人學事、四人守學事、九人有秩。百五十人祝人、宰二百四十人、屠者六十人。〔『續漢書』百官志二、前掲〕

と列擧され、有秩は斗食や佐よりさらに下で、「員吏」のなかでは最後に現れる。『漢官』の成立年代は定かでないが、少なくとも後漢になると、有秩が斗食より下位に置かれても不自然には感じられなくなっていたといえよう。⁽⁶²⁾

こうした「有秩」の位置づけの變化は、

① 「有秩」は官吏の地位、ないしはその待遇を示す語ではあるものの、それは年祿の多寡以外の、他の何らかの基準・資格に據るものである。

② 時代が降るに従って、より下級の官吏も「有秩」とされる傾向にあり、その意味内容の變化、ないしは下級官吏に對する待遇の變化が推測される。

という二つの可能性を示唆している。

有秩と、それ以下の官吏との間にある相違として第一に考えられるのは、任命主體の違いである。前章の終わりに擧げた『續漢書』百官志一、大尉條の記事によると、漢初には地方官の獨自裁量による選任ではなく、「上言」を経て任命された者が「有秩」とされ、單なる「百石」とは區別されたことになっている。だが同條はそれに續けて、こうした任命法がやがて行われなくなったことを述べており、かかる相違點は「漢初」以降に消滅したものとおぼしい。もっとも、同百

官志五の郷官條では、郷有秩耆夫が郡によつて任命されており、單なる郷耆夫が縣の任命であつたのと相違する。従つて有秩と非有秩とはなおも任命主體が異なつた可能性が残るものの、手がかりとなるのはこの二つの史料しかなく、任命主體の相違が實際に存在したのか否かは、ここではこれ以上議論しないでおく。

さて、もう一つの相違點として挙げられるのが俸給の支給方法である。先に述べたとおり、元來、有秩には一定額の年祿が支給されたのに對し、そうでない者には勤務日數に應じた支給がなされ、俸給額が變動していたものと筆者は考える。順を追つて説明しよう。

『續漢書』百官志五に記された、後漢建武期の「百官受奉例」には、

……一百石奉、月十六斛。斗食奉、月十一斛。佐史奉、月八斛。

……一百石の奉は、月ごとに十六斛。斗食の奉は、月ごとに十一斛。佐史の奉は、月ごとに八斛。

とあり、官秩において百石の下に位置する「斗食」には月一斛が、その次の「佐史」には月八斛が支給されている。この記事を見る限り、百石と斗食以下との相違は支給量の多寡にあり、毎月、そして通年で一定の額が支給された點では同じであつたように映る。實際に居延・敦煌の邊境出土簡では、斗食・佐史クラスの官吏にも毎月一定額の俸給が支給されており、⁽⁵³⁾少なくとも前漢後半期には、斗食や佐史の俸祿は勤務日數により變動するものではなかつた。だが百官受奉例に付けられた注は『漢書音義』に、

斗食祿、日以斗爲計。

斗食の祿は、日ごとに斗を以て計と爲す。

とあるのを引き、斗食の俸祿はもともと、一日一斗を基準にして算定されるものだったとの説を紹介している。『漢書』百官表の顔師古注も、

漢官名秩簿云斗食月奉十一斛、佐史月奉八斛也。一説、斗食者、歳奉不滿百石、計日而食一斗二升、故云斗食也。

〔漢書〕百官表上注

『漢官名秩簿』に云えらく、斗食は月ごとに奉十一斛、佐史は月ごとに奉八斛なり。一説に、斗食なる者は、歳の奉 百石に満たず、日を計りて一斗二升を食ましむ、故に斗食と云うなり。

として、斗食の俸給はもともと日割りで計算されていたという或説を擧げる。『墨子』雜守篇には、この或説を傍證する記事がある。

斗食、終歳三十六石、參食、終歳二十四石、四食、終歳十八石、五食、終歳十四石四斗、六食、終歳十二石。斗食食五升、參食食參升小半、四食食二升半、五食食二升、六食食一升大半、日再食。

斗食は、歳を終うるに三十六石、參食は、歳を終うるに二十四石、四食は、歳を終うるに十八石、五食は、歳を終うるに十四石四斗、六食は、歳を終うるに十二石。斗食の食は五升、參食の食は參升小半、四食の食は二升半、五食の食は二升、六食の食は一升大半、日に再食す。

右は食料支給量のカテゴリについて整理した一文である。「斗食」とは一食五升、一日二食、つまり合計で一日一斗の糧食を受ける者であり、一年三六〇日で換算すれば受給額は年に三十六石となる。これに對し「參食」は一食に3と1／3升、即ち1／3斗を受給する者で、一日分は2／3斗、これに三六〇を乗じれば年間で二四石が受給額となる。「四食」以降も同じ原理で支給量が決まっている。先に紹介したとおり、睡虎地秦簡で刑徒の食が「男子參」「女子駟（四）」などと記されているのは、まさにこの支給區分に則ったものであり、『墨子』に見える記事の信憑性は高い。従つて秦代における「斗食」とは、一日分の支給量にちなんだ、日割りを基準とした食料支給の一區分であり、年祿の額を示す「百石」などの稱謂とは、命名の原理や支給原則をまったく異にしていた。

斗食の原義がこうしたものであったとすれば、それが漢代以降——遅くとも前漢後半期以降——に一定の年録を受ける待遇となっているのは、「斗食」の語義がその間に大きく變化した結果であるといつてよい。具體的には、當初は勤務日數に應じて定められていた斗食への支給が、やがて固定化し、一定の月俸、ひいては年禄を受け取る地位の稱謂へと變化したことが想定されるのである。

これに對し、秦代にも百石以上の官吏は一定の年禄を受け取っており、かかる待遇を受ける者は、日割り支給の者と區別して、特に「有秩」と呼ばれていた。それを推測させるのが次の睡虎地秦簡である。

月食者已致稟而公使有傳食、及告歸盡月不來者、止其後朔食、而以其來日致其食。有秩吏不止。 倉（秦律十八種46）

月ごとに食糧支給を受ける者が、すでに支給を受けてから公用で使いをし、驛傳施設で食糧支給を受けた場合、及び休暇をとつて月末になつても戻つて來なかつた場合、次の朔日で食糧支給を停止し、戻つて來た日から支給を始める。有秩の吏については停止しない。倉律。

「有秩の吏」でなければ、出張・休暇中は本務地での食糧支給が止められ、歸任後に再開された。その際には、不在日數に應じて月食の支給量が調整されたのであろう。だが有秩の吏はこうした待遇を受けない。出張や休暇があつても、彼らには一定額の月食が支給され續けた。事實上、彼らの受給する食糧は額が固定されており、勤務日數に應じて變化するとはなかつた。

正確にいえば、右の睡虎地秦簡は「有秩」の月食、すなわち月ごとの給食が定額制であつたことを示すものであり、その俸禄が固定されていたことを證明してはいない。俸禄と月食は別物で、官吏は禄を食む一方で、毎月一定額の食糧支給も受けた。例えば居延・敦煌漢簡では、官吏は秩禄に應じて錢を月俸として受け取り、それに加えて毎月三石三斗三升少の穀物を月食として受給している。右の秦律から有秩の俸禄について論ずるのは、武斷に過ぎるとの誹りもあるう。

だがそもそも官吏への俸祿、とりわけ下級官吏へのそれは、彼らへの毎月の食糧支給が固定化して出来上がったものと考えられる。

漢代の秩祿制度とその起源について論じた閻步克は、戦国時代の官吏を、年祿を受け取る者と月俸を食む者にと二分する。そして前者の報酬形態が「爵祿」、すなわち爵に應じて邑・田を與えられ、毎年そこで收穫された穀物（ないしはその一部）を自らの収入とするやり方に起源するのに對し、月俸は「稍食」と呼ばれる報酬形態に由來すると主張している。

「稍食」の語は、例えば『周禮』宮正に見える。

宮正、掌王宮之戒令糾禁。……幾其出入、均其稍食（注、……稍食、祿稟、去其淫怠與其奇衺之民、會其什伍而教之道義。月終、則會其稍食、歲終、則會其行事（行事、吏職）。（『周禮』天官・宮正）

宮正は、王宮の戒令・糾禁を掌る。……其の出入を幾べ、其の稍食を均しくし（注、……稍食とは、祿稟なり）、其の淫怠と其の奇衺の民とを去り、其の什伍を會してこれに道義を教う。月終らば、則ち其の稍食を會し、歲終らば、則ち其の行事を會す（行事とは、吏職なり）。

宮中での綱紀取り締まりを擔當する宮正は、人の出入りをチェックし、悪人を取り締まる一方で、「稍食」を均等にする職務も擔當した。そして月ごとに「稍食」を算定し、年の終わりにには吏の考課を行うことになっている。

「士」以上の者が采邑や祿田を食み、いわば年俸を受け取っていたのに對し、「稍食」というかたちで月單位の報酬を受け取っていたのは下級官吏や工人・醫師などの技術者であり、兵員もまた同様の待遇をうけた。⁽⁶⁴⁾ やがてこの「稍食」が増額され、固定化し、さらには錢で支拂われることによって、月ごとに支給される「秩」が形成されていった。かかる潮流が報酬制度發展の方向性を規定し、上級官吏の年祿も、やがて月ごとに、錢で支給されるようになり、ここに漢代の「秩祿」制度が生まれるに至った。睡虎地秦律では「秩」と「月食」とが明らかに區別されており、定額化された「秩」が⁽⁶⁵⁾

「稍食」から分化する過程は、秦代にはほぼ完了していたと考えられる——以上が閻説の概要である「閻步克一九九九・二〇〇〇」。

閻説は理路整然としているものの、論證過程では『周禮』や經傳の注疏を多用し、古制とその展開に對する注釋者の理解を説明しているに過ぎないところがある。だが『禮記』中庸にも、

忠信重祿、所以勸士也。……日省月試、既廩稱事、所以勸百工也。（注、日省月試、考校其成功也。既讀爲餼。廩。稍食也。稟人職曰、乘其事、考其弓弩、以下上其食。）

忠信 祿を重くするは、士を勸むる所以なり。日に省み月に試み、既廩 事に稱うは、百工を勸むる所以なり。（「日に省み月に試み」とは、其の成功を考校するなり。既は讀みて餼と爲す。廩とは稍食なり。稟人の職に曰く、其の事を乘じ、其の弓弩を考じ、以て其の食を下す、と。）

とあり、「祿」を受け取る士よりも下位に、毎日、ないしは毎月の仕事量に應じて報酬を受け取る者たちが存在したことを證言している。漢代の秩祿體系のなかに、元來は年俸の額を示していた「石」という地位と、日食・月食の等級の一つであった「斗食」とが混在しているという事實は、閻説に據つて初めて合理的に説明できる。

下級官吏の「秩」が毎月の食糧支給から分化してできあがったとすれば、前掲の睡虎地秦簡で一定額の月食を保證されていた「有秩」は、その秩祿も固定されていたに違いない。月食すらすでに固定されていた「有秩」が、秩祿については日割り支給されていたとは、些か考えにくいからである。

夙に裘錫圭は、「有秩」とは文字どおり「秩の有る」者であり、そうでない者は「無秩祿」で、月食を受け取るのみであったと主張している「裘錫圭一九八一b、二四〇頁」。これは「有秩」の字面から導かれた推論ではあるが、傾聴に値する。ただし「有秩」が「百石」とほぼ同義に用いられ、「斗食」と對置されたことを念頭におくなら、有秩とはむしろ

「年秩の有る」者を指すと考えるべきだろう。二年律令292に見える秩祿體系において、有秩の下に續く斗食とは、元來は日食・月食の等級であり、従って「有秩」ではなかった。年祿の最低額は「百石」であり、その秩を受けて初めて「有秩」と呼ばれた、というのが筆者の考えるところである。閻説に據りつつ、筆者が想定する「有秩」「斗食」の變遷をまとめておくなら、次表のようになる（表4）。

この表に見える俸祿制度の展開は、いくつかの手がかりを元に推測されたものであつて、それぞれの變化が具體的に何時頃生じたのかは定かでない。

③④の變化が睡虎地秦簡の時代までに完了していたのは確かだが、⑤の變化の時期は確言できない。斗食の官が定額の月俸を受け取っていることが判明するのは、居延・敦煌簡においてであり、遅くとも前漢後半期には、斗食もいわば「有秩」の仲間入りをしていた。先に述べたとおり、時代が降るに従つてより下級の官吏も「有秩」とされる傾向にある。『漢書』外戚傳に見える元帝期の女官の等級では、「百石—有秩斗食」という区分になり、有秩と百石とが分離しているのは、こうした變化によるものと考えられる。

だが一方で、前漢後半期以降においてもなお、有秩と斗食が對置される場合がある。例えば尹灣漢簡の「集簿」（YIM6D1）では、縣の吏員の總計が、

令七人、長十五人、相十八人、丞卅四人、尉卅三人、有秩卅人、斗食五

表4 秩祿制度の展開

年額での支給	月割り・日割り支給
爵祿（祿邑・祿田）：士以上	稍食：府史以下。成績・勤務日數に應じた支給
↓ 年額による序列化①	↓ 一日当たりの額を固定し、序列化③
↓ 三百石……二百石……百石	↓ 斗食—參食—四食……
↓ 月ごとに支給②	↓ 秩と月食が分離し④、 斗食は秩祿の一等級に變化
↓ ……三百石—二百石—百石—斗食—佐史	↓ 斗食—佐史
	↓ 月ごとに一定額を支給⑤ ＝斗食以下の「有秩」化
	↓ ＝百官受奉例に見える體系の成立⑥

百一人、佐使亭長一千八百八十二人、凡千八百卅人。

と記され、ここでの「有秩」は明らかに百石以上の官吏を指している。居延漢簡に見えるいくつかの例、例えば、

張掖居延甲渠塞有秩士吏、公乘、段尊。中勞一歲八月廿日、能書會計、治官民、頗知律令。文。(57・6)

張掖郡居延縣甲渠塞の有秩士吏、公乗の段尊。勤務日数は一年八ヶ月と二〇日で、書と計算に優れ、官民を治めて、律令の知識もあり。文官。

の「有秩士吏」や「有秩候長」(160・11など)も、

甲渠塞百石士吏、居延安國里、公乘、馮匡、年卅二歲。始建國天鳳上戊六(E.P.188:4)

甲渠塞の百石士吏、居延縣安國里出身、公乗の馮匡、年は三二歲。始建國天鳳上戊六……

とある例が示すとおり、「百石」と同義で用いられている。斗食がすでに一定の年祿を受け取るようになった後でも、「有秩」百石」という連想は根強く存在し、「有秩」の語は百石の地位を指す呼稱としても使われ続けたのであろう。つまり「有秩」は「一定の年祿を受け取る者」と「百石の官吏」という、二重の意味を持つに至ったのである。

おわりに ——「更」「冗」の消滅

最後に本論の要旨をまとめつつ、残された問題と今後の課題について述べておきたい。

秦から漢初にかけて下層の官吏、具體的には佐・史レベルの役人たちの中には、一ヶ月を單位にして輪番で勤務する者がおり、彼らにはその上番期間にのみ報酬が支拂われた。これに對し、百石以上の官吏には一定額の年祿が支拂われ、彼らは「有秩」と呼ばれた。『史記』六國年表、秦孝公一三年(前三四九)條の、

初爲縣有秩史。

初めて縣の有秩の史を爲る。

は、縣に置かれた書記のなかに、常時勤務に就き、年祿を受け取る者が設けられたことを意味していよう。

ただし有秩の官吏も、高齢になると輪番勤務が認められた。その際、高齢の官吏にも依然として年祿が支給されたのか、一年一ヶ月程度の勤務で仕事に支障を來さなかったのか、いくつか判然としない問題が残る。ただ後者の疑問については、里耶秦簡から知られた事實、すなわち秦代の陽陵縣には複數の「守丞」（次官代理。縣丞の秩祿は三百〇四石。）が同時に存在しており、彼らが持ち回りで勤務していた可能性がある（高村二〇〇八、第三部第三章、三一二―三一六頁）ことを指摘しておきたい。秦から漢初における官吏任命の實態や勤務形態については、なおも検討の餘地がある。さらにこうした高齢者への特例措置が、果たして何時まで存続したのかも、後考に俟たねばならない問題である。

やがて斗食、さらには佐史クラスの官吏にも一定額の年祿が支拂われるようになり、「有秩」の中に取り込まれる。このことは、彼らの輪番勤務がなくなり、繼續して勤務するのが常態になっていたことを同時に示している。漢代の典籍史料には『續漢書』輿服志の「賤（賤）更小史」を唯一の例外として、官吏の輪番勤務を窺わせる記事が存在しない。官吏の勤務形態を指す語として「冗」「更」が用いられることは殆どなくなり、「更」は一般民による徭役義務への輪番就役について専ら用いられる語となった。それに伴い、「更」の對になる術語として「冗」字が用いられることもなくなり、「冗官」や「冗食」の意味内容も變化したものと考えられる。

斗食や佐史の「有秩化」が起った時期は定かでなく、前漢後半期頃までに、すなわち居延・敦煌漢簡の時代までにその變化は生じたものと、ごく大雑把に推測しておく他ない。ただし忘れてはならないのは、二年律令に見える漢初の秩祿制度が、從來知られていたものと大きく相違しており、その後にかなり改變されたと考えられることである。その最たる

ものが「宦皇帝者——皇帝に宦たる者——」の存在であろう。

二年律令の中でしばしば「吏」と並置される「宦皇帝者」（皇帝の近臣、具體的には郎中や謁者などを指す）には、未だ明確な秩祿が規定されていなかった。當初は秩祿による職階構造の枠外に置かれていたこれら側近官には、『漢書』百官表では「比石」という秩が與えられていることが多く、二年律令の時代以降、「宦皇帝者」の地位は既存の秩祿とエラールヒーに「比せられる」かたちで、その中に取り込まれていったと考えられている（閻步克二〇〇三）。「宦皇帝者」が元來、如何なるかたちで報酬を受け取っていたのかは定かでないが、漢初の統治機構は、そのすべてが官僚制的に組織されていたわけではないことを、この事實は示している。本稿で論じた斗食・佐史の有秩化もまた、官僚組織の擴大と充實——閻の言葉を借りれば「祿秩」の擴大——の中の、一つの現象であつたと見なすことができよう。

【文獻略稱一覽】

『睡虎地』…睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇）

『張家山』…張家山二四七號漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡（二四七號墓）』（文物出版社、二〇〇一）

『張家山譯注』…富谷至編『江陵張家山247號漢墓出土漢律令の研究』譯注篇（朋友書店、二〇〇六）

『二年律令』…武漢大學簡帛研究中心・荊州博物館・早稻田大學長江流域文化研究所『二年律令與奏讞書』（上海古籍出版社、二〇〇七）

『里耶①』…陳偉主編『里耶秦簡牘校釋（第一卷）』（武漢大學出版社、二〇一二）

【引用文献一覽】

(日文)

大川俊隆 二〇〇四 「秦簡「膚」字考」『中國思想における身體・自然・信仰——坂出祥伸先生退休記念論集』（東方書店）

白川 靜 一九九四 『字統』普及版（平凡社）

佐原康夫 一九九一 「漢長安城未央宮三號建築遺址について」『史林』第七四卷第一號

專修大學 『二年律令』研究會 二〇〇八 「張家山漢簡『二年律令』譯注（一二）——秩律・史律——」（『專修史學』

第四五號）

高村武幸 二〇〇八 『漢代の地方官吏と地域社會』（汲古書院）

濱口重國 一九六六 a 『秦漢隋唐史の研究』（東京大學出版會）

濱口重國 一九六六 b 『唐王朝の賤民制度』（東洋史研究會）

廣瀬薫雄 二〇一〇 『秦漢律令研究』（汲古書院）

宮宅 潔 二〇〇六 「有期勞役刑體系の形成——『二年律令』に見える漢初の勞役刑を手がかりにして——」（『東方

學報』京都 第七八冊、のち宮宅二〇一二に收録。

宮宅 潔 二〇〇九 「秦漢時代の文字と識字——竹簡・木簡からみた」富谷至編『漢字の中國文化』（昭和堂）

宮宅 潔 二〇一一 『中國古代刑制史の研究』（京都大學學術出版會）

杣山 明 一九八二 「秦の隸屬身分とその起源——隸臣妾問題に寄せて——」（『史林』第六五卷第六號）

山田勝芳 一九九八 「秦漢代手工業の展開——秦漢代工官の變遷から考える——」（『東洋史研究』第五六卷第四號）

俞 偉超 一九九四 『中國古代の社會と集團』（雄山閣出版）

（鈴木敦譯）

鷺尾祐子 二〇〇五 「更卒について」『中國古代史論叢』續集

渡邊信一郎 一九九四 『中國古代國家の思想構造』（校倉書房）

渡邊信一郎 二〇一〇 『中國古代の財政と國家』（汲古書院）

（中文）

曹 旅寧 二〇〇二 『秦律新探』（中國社會科學出版社）

曹 旅寧 二〇〇五 『張家山漢律研究』（中華書局）

陳 夢家 一九六三 「漢簡所見奉例」『文物』一九六三年第五期、のち『漢簡綴述』（中華書局、一九八〇）に收録。

陳 偉 二〇一〇 「簡牘資料所見西漢前期的「卒更」」『中國史研究』二〇一〇年第三期

荊州博物館 二〇〇八 「湖北荊州紀南松柏漢墓發掘簡報」『文物』二〇〇八年第四期

彭 浩 二〇〇四 「談《二年律令》中幾種律的分類與編連」『出土文獻研究』第六輯

裘 錫圭 一九八一 a 「漢簡零拾」『文史』第二二輯

裘 錫圭 一九八一 b 「嗇夫初探」『雲夢秦簡研究』（中華書局）

閻 步克 一九九九 「略談漢代祿秩等級制的特質及傾向」『杭州師範學院學報』一九九九年第一期、のち『樂官與史官

傳統政治文化與政治制度論集』（三聯書店、二〇〇二）に收録。

閻 步克 二〇〇〇 「從稍食到月俸——戰國秦漢祿秩等級制新探」『學術界』二〇〇〇年第二期、のち『樂官與史官 傳

統政治文化與政治制度論集》(三聯書店、二〇〇二)に收録。

閻步克 二〇〇三 「論張家山漢簡《二年律令》中の「宦皇帝」『中國史研究』二〇〇三年第三期

楊振紅 二〇〇八 「秦漢簡中の「冗」、「更」と供役方式——從《二年律令·史律》談起」『簡帛研究二〇〇六』(廣

西師範大學出版社)

臧知非 二〇〇四 「從張家山漢簡看「月爲更卒」的理解問題」『蘇州大學學報』(哲社版)二〇〇四年第六期

張春龍 二〇〇九 「湘西里耶秦簡8-45號」『簡帛』第四輯

中國社會科學院考古研究所 一九九六 『漢長安未央宮 1980-89年考古發掘報告』(中華大百科全書出版社)

朱林紅 二〇〇八 『張家山漢簡《二年律令》研究』(黑龍江人民出版社)

朱江松 二〇〇九 「罕見的松柏漢代木牘」『荊州重要考古發現』(文物出版社)

(歐文)

フルスウエ (Hulsewé, Anthony F.P.) 一九八五 *Remnants of Ch'in Law*. (Leiden: Brill).

注

(1) 公卿以下至縣三百石長導從、置門下五吏・賊曹・督盜賊功曹、皆帶劔、

三車導。……璚駑車前伍伯、公八人、中二千石・二千石・六百石皆四

人、自四百石以下至二百石皆二人。黃綬、武官伍伯、文官辟車。鈴

下・侍閤・門蘭・部署・街里走卒、皆有程品、多少隨所典領。(續漢

書』輿服志上)

(2) 尋永平・章和中、州郡以走卒錢給貧貧人。(注、……此言錢者、令其

出資錢、不役其身也。)(『後漢書』虞詡傳)

(3) 今人謂兵爲戶長、亦曰火長。崔豹古今注、伍伯、一伍之伯也。五人爲

伍、五長爲伯、故稱伍伯。([日知錄』卷二五「火長」)

- (4) 華松家本孤微、其母夜夢兩伍伯夾門、言司隸在此。(謝承『後漢書』)
- (5) 昭武騎士益廣里王彊。屬千人霸・五百僎・士吏壽。(560・13)
- 昭武縣出身的騎士、益廣里の王彊。千人霸・五百(Ⅱ伍伯)僎・士吏壽の部隊に所屬。
- (6) 今時伍伯緹衣、古兵服之遺色也。(周禮)春官・司服注
- (7) 緹騎二百人。本注曰、無秩、比吏食奉。(續漢書)百官志四執金吾條
- (8) 前注參照。
- (9) 刑徒の勞役も「徭」と呼ばれた。宮宅二〇一一、二七三頁、注二四參照。
- (10) 『張家山』は「踐更□□」と、釋讀できない文字が二つあるとするが、『張家山譯注』が夙に指摘するとおり、圖版を見る限り、文字の痕跡はなく、そもそもそれが記されるスペースが存在しない。彭浩二〇〇四は、485簡が「踐更」で終わるとした上で、それは103簡、皆令監臨庫(卑)官、而勿令坐官に續いてゆくという新配列を提案し、『二年律令』、陳偉二〇一〇はこれに従っている。確かに「踐更」の後には服役場所を示す語句が来るべきであり、彭浩の新配列はその點では説得力を持つものの、その場所とされる「皆令監臨庫(卑)官——皆な卑官を監臨せしむ——」が、服役場所を指すような句であるとは考えられない。一方陳偉は「皆令監臨庫(卑)官、而勿令坐官」を、五百石以下の吏が踐更する際の勞働内容、條件と解釋している[三四頁]。これは官吏もいわゆる「更卒」の徭役に服するという理解に基づくものであり、後述するところ、筆者はこの點において異なる意見を持つ。結局のところ、485簡は何れかの簡に接續してゆくはずだが、その簡は殘缺していると考えるのが最も妥當であり、それに基づいて譯出した。
- (11) 『張家山譯注』の解釋に従った。一方で、專修大學二〇〇八はこの箇所を「史・卜(の學童)を推薦しようと願ひ出る場合は、上計・脩法

- に推薦させる」(九二頁)と譯す。いずれも「謁任史・卜」と「上計脩法」に句を分かち、後者を推薦の対象ないしは主體と見るものであるが、動詞を持たない「上計脩法」の句をそう理解するには、何らかの缺字を想定せざるを得ない。暫く『張家山譯注』の説に従ったものの、問題が残る部分であることを附記しておく。
- (12) 『史記』游俠列傳索隱は「律說卒更・踐更者、居縣中五月乃更也」に作る。
- (13) こうした指摘は、後述するとおり廣瀨二〇一〇、楊振紅二〇〇八において既になされており、鷲尾二〇〇五も同様の主張を展開する。その一方で渡邊二〇一〇は、廷史が「徭使」に出ていた例(奏獻書)案例21)や前漢時代は丞相の子すら戍卒とされたことを取り挙げ、下級官吏は徭役徵發の対象に含まれていて、踐更によって果たされた任務は、あくまで徭役の一環であったと主張する[一一三—一四頁]。だが序で述べたとおり、「徭使」は官吏の出張業務を指す語であり、また「丞相の子」が戍卒とされたことは、「官吏」が徭役の対象となることを必ずしも證明するものではない。本文で述べるとおり、下級官吏は徭役の対象とはならず、それらが「踐更」により果たした仕事は、彼らの本務であったと考える。
- (14) …(前略)…新學盈一歲、乃爲復、各如其手次。…(後略)…(二年律令279)
- (15) 復蜀・巴・漢中・下辨・故道及雞劍中五郵、郵人勿令繇(徭)戍、…(後略)…(二年律令268)
- (16) 衛士甲乙徵相傳、甲夜畢、傳乙夜、相傳盡五更。(後漢書)百官志注引『漢儀』
- (17) 「三老五更」の「五更」の原義については諸説あるが、いずれにせよ一個の職務名である「三老」と對になる「五更」の「更」が、助數詞としての意味を持っているとは考えにくい。
- (18) 松柏漢簡は荊州博物館二〇〇八、朱江松二〇〇九にその一部が公表さ

- れている。これを対象とした論考には、廣瀬二〇一〇の他、陳偉二〇一〇がある。
- (19) 里耶秦簡⑧455は統一秦成立後の名稱變更を列記した簡とされるが、その第二欄八、九行目には「王室曰縣官。公室曰縣官。」とあり、「王室」「公室」の語が「縣官」と改められたことが知られる。「張春龍二〇〇九」。「里耶①」は「王室」を「王朝」、「公室」を「君主之家」と解説するものの、睡虎地秦簡中に見える「公室告」という術語が示唆するところ、「王室」「公室」の語は單に君王家の成員やその家政機關を指すに止まらず、廣く「おおよけ」「おかみ」を意味するものでもある。この名稱變更を経て、「おかみ」を意味する「公」字は、二年律令では「縣官」に置き換えられる傾向にある。二年律令24に、
 …(略)…貧弗能賞(償)者、令居縣官。…(略)…
 貧乏で辨償できない場合は、官衙で就役させる。
- (20) として見える「居縣官」という句は睡虎地の「居公」と同義であり、居公とは居縣官、すなわち「居作縣官」の意であるに相違ない。この「冗」字を『張家山』『二年律令』は「内」と釋すが、『二年律令』が注で觸れるところ「二七八頁、注三」、字形は「冗」とすべきものである。楊振紅二〇〇八もこの字を「冗」と釋讀する。
- (21) 『張家山譯注』は「疾」が「鋼(痼)疾」である可能性を指摘する(二六〇頁、注4)。
- (22) 當傳、高不盈六尺二寸以下、及天鳥、皆以爲罷瘠(癯)。(二年律令363)
- (23) 前注に引用した二年律令363、および睡虎地秦簡の次の記事、
 匿敖童、及占瘠(癯)不審、典・老贖耐。……●傳律(秦律雜抄32-33)
 は、傳籍の際に「罷瘠」か否かの申告がなされ、その認定に一定の基準があったことを示している。また松柏漢簡には「南郡罷瘠簿」という標題を持つ、南郡配下の各縣に何人の「罷瘠」があり、そのうち何
- (24) 人が「可事」なのかを總計した帳簿が見える。
 二年律令408、409で「罷瘠」は「皖老」並みとして扱われているが、六十二歳以上の老人である皖老(二年律令357)は、専ら「邑中の事」に當てられる等、徭役負擔の輕減を享受していた。
- (25) 身體障害者とその使役が帯びる「生活保護」としての側面については、初山二〇〇六、二七一頁、注六、宮宅二〇一一、三五二頁參照。法律答問133の、
 罷瘠(癯)守官府、亡而得、得比公蛉(癯)不得。得比焉。
 などが、罷瘠による服役の具體例として擧げられる。
- (26) 『史記』『漢書』注に引かれた「律說」には「卒更者、居也。居更縣中、五月乃更也。後從尉律、卒踐更一月、休十一月也。」とある(『史記』游俠列傳集解所引、『漢書』昭帝紀注所引。渡邊二〇一〇「八一頁」の校訂に従い、字句を修正)。これに據ると、五ヶ月経たら一ヶ月踐更する、すなわちかつては六交代制であったことになる。
- (27) 「致」は物品授受の證據書類や通行證などの證明書類を指す(裘錫圭一九八一-a、二三「二四頁」)。この場合は、歸途に使用するものとして送付される通行證のことではないかと考える。
- (28) 里耶秦簡には「元戌土五(伍)」(⑧666+⑧2006)といった呼稱に對して、「更戌(の某)」という句が見え(⑧143、⑧149、⑧694)、戌卒に「冗」と「更」の別があったことが知られる。
- (29) 引用は中國社會科學院考古研究所一九九六に據る。
- (30) 骨器のなかには「更工」の語が見えるもの(3:06506)もあるが、當該の箇所は「……作府畜夫猜留工更工丁向造甲」と續き、「……、工の更、工の丁・向、……」と、「更」を人名に讀むべきものかと思われる。ただしその場合、「工」という肩書きが二度繰り返されることになり、他には見えない書式となる。暫く後考を俟ちたい。
- 一方、「十三年上郡守壽戈」には「工更長猜」という工人名が見え(『秦文字集證』四〇頁)、別の時代(昭襄王十三年(前二九四))・地

(31) 域のものながら、工人が輪番を組んでいたことを窺わせる。
本文に引用した骨器で「工」であった安世は、二年後の始元四年の紀年を持つもの(3:0649)では「冗工」としてその名が見える。

(32) 「庸」は「慮」に通じ、「はかる」「審査する」の意(大川二〇〇四)。
「罰」二月を、先行する「賜」日三旬と對應するものとして譯出した。『睡虎地』も同様の解釋を採る。ただしこれを秦簡中の「賞」月と同じ表現と見なすなら、二ヶ月分の服役(ないしはそれに相當する金銭)を課す意味となる。ここでは「賞」「罰」の使い分けを意味あるものと考え、前者の考えを採った。

(33) 「早畜夫」は次の秦律雜抄に見える。
庸史乘馬、篤犂(犂)、及不會庸期、賞各一盾。馬勞課殿、賞庸畜夫一甲、令・丞・佐・史各一盾。馬勞課殿、賞早畜夫一盾。(秦律雜抄29~30)

史の乘馬を檢査したところ非常に瘦せていた場合、及び檢査の期日に間に合わなかった場合は、それぞれ賞一盾。馬が疲れていて評定が最下等であれば、庸畜夫は賞一甲、令・丞・佐・史はそれぞれ一盾。馬が疲れていて評定が最下等であれば、早畜夫は賞一盾。

『睡虎地』は「篤」を「馬の歩みが遅いこと」と解釋するが、馬の飼育狀況に關する檢査で、その走る速度まで考課の對象とされるのか、疑わしい。フルスウェに從い、「篤く」と讀んだ「フルスウェ一九八五、一一四頁」。また『睡虎地』は「馬勞」を「馬服役の勞績」とする。確かに「勞」は官吏の勤務評定に關わる術語だが、それは單なる功績、功勞ではなく「勤務日數」であり、それが馬の評定にも用いられるとは考えにくい。『睡虎地』が注に擧げる或説に従った。

ここでは「馬勞課殿」が二度繰り返され、庸畜夫と早畜夫への處罰が別々に擧げられおり、その理由が解しにくい。『睡虎地』は早畜夫が飼育を管轄し、庸畜夫は養馬全體の責任者であったとするが、直接

(35) 責任者(早畜夫)の罪が監督者(庸畜夫)の罪より軽いというのはあり得ない。早畜夫・庸畜夫、さらに本文に擧げた條文で「早」と共に現れる田畜夫の相互關係、職務分擔については不明とせざるを得ない。『唐六典』秘書省卷十靈臺郎條に引かれた『漢官』では「靈臺員吏十三人、靈臺待詔(詔)四十二人。」として、待詔を員吏から除外している。

(36) 太史待詔三十七人、其六人治曆、三人龜卜、……(續漢書)百官志二注引『漢官』

(37) 新工初工事、一歲半紅(功)、其後歲賦紅(功)與故等。工師善教之、故工一歲而成、新工二歲而成。能先期成學者謁上、上且有以賞之。盈期不成學者、籍書而上內史。均工(秦律十八種III~112)

「新工」が工の仕事を始めるときには、一年間で半分の作業量でよい。その後は毎年「故工」と同じ仕事量が課せられる。工師が上手に教えれば、「故工」は一年で、「新工」は二年でものになる。豫定よりも早く習熟できた者は上級に報告され、報償が與えられる。豫定の期日になっても習熟できなかった者は、リストに記されて内史に報告される。

(38) □□工事縣官者復其戸而各其工。大數術(率)取上手什(十)三人爲復、丁女子各二人、它各一人、勿筭(算)繇(徭)賦。家母當繇(徭)者、得復縣中它人。縣復而毋復者、得復官在所縣人。新學盈一歲、乃爲復、各如其手次。盈二歲而巧不成者、勿爲復。(二年律令278~280)

……工匠で役所に仕える者は、その戸を復除すること、それぞれの工匠ごとに決める。おおむね、腕の良い工匠は十人に三人の割合で選んで復除し、成人女子ならばそれぞれ二人、その他の者はそれぞれ一人とし、徭役を課してはならない。家に徭役が課されていない場合は、縣中の他の者を復除することができる。縣が復除するのにその對象者がいない場合は、官の所在の縣の人を復除する。新たに

- 學んで一年を越えれば、そこで復除することとし、それぞれその技量の上下にしたがう。二年を越えても技量が向上しない場合は、復除してはならない。
- (39) 「倡（樂人）」であつた李延年は、その「父母兄弟も皆な故と倡」（『漢書 佞幸傳李延年』）であつた事實など、世襲を裏づける史料は少ない。山田勝芳は、後漢になると青銅器銘文に工匠の姓が見られるようになることに着目し、工匠の世襲化が徐々に進行していたものと推測している（山田一九九八）。
- (40) 手工業技術者に關しては、官によるその編成・管理の具體像が比較的詳細に窺える。秦漢時代における工官組織の展開については山田一九九八参照。
- (41) 官府に隸屬する技術者としては、唐の官賤人たる「樂戶」「工戶」が想起されよう。彼らもまた、輪番で服役する者たちであつた。樂戶・工戶の地位については濱口重國一九六六、第三章「官賤人の研究」参照。
- (42) 入禾、萬石一積而比黎之爲戶、及籍之曰某廩禾若干石、倉嗇夫某、佐某、史某、稟人某。…（後略）…（效律27～28）
- (43) 縣・道傳馬、候廐有乘車者、秩各百六十石。毋乘車者、及倉、庫、少內、校長、掾長、發弩、衛（衛）將軍・衛（衛）尉士吏、都市亭尉有秩者、及毋乘車之鄉部、秩各百廿石。（二年律令471～472）
- 縣道の傳馬嗇夫や候の廐嗇夫で乘車がある者は、秩はそれぞれ百六十石とする。乘車なき者、および倉嗇夫、庫嗇夫、少內嗇夫、校長、掾長、發弩嗇夫、衛將軍・衛尉の士吏、都市の亭・尉嗇夫で有秩の者、および乘車のない鄉部嗇夫は、秩それぞれ百二十石とする。
- 「尉嗇夫で有秩の者」とあることは、官嗇夫の多くが有秩の吏であつたことを示す一方で、そうではない者も存在したことを示唆するようにも讀める。「ほとんど」とした所以である。
- (44) 標點本『通典』（中華書局、一九八八）も「賤」を「踐」に改める

- （卷六一・嘉禮六）が、その根據を詳らかにしない。「魯陽都鄉正衛彈碑」には「上供正衛、下給更賤」とあり、兪偉超は當時「賤」と「踐」とは通用されていたとしている（兪偉超一九九四、一四六頁）。
- (45) 例えば『續漢書』百官志注引『漢官』の、河南尹・洛陽令の員吏の中に、最末端の官吏として「幹・小史」が現れる。
- (46) 「睡虎地」は「長」と釋讀するが、圖版により改めた。
- (47) …（前略）…●可（何）謂官長。可（何）謂嗇夫。命都官曰長、縣曰嗇夫。（法律答問95）
- (48) 新出の里耶秦簡にも「冗佐」(⑧1306、⑧1450、⑧2106)「史冗」(⑧1275)といった語が見える一方で、嗇夫以上に「更」「冗」が付けられることはない。
- 「冗佐」の語が見える⑧1450簡は、「冗佐八歲」の間の勤務記録と正しいが、その勤務日数は「●定視事二百一十一日」とされ、一年にも満たないことになっている。これが「冗」という勤務形態に因るものなのか、それともこの記録の讀み方に問題があるのか、現時點では定かでない。
- また⑧2106には、
- ☐ ☐ ☐ 【遷陵】☐ ☐ ☐
- ☐ 遷陵、有以令除冗佐日備者爲
- ☐ ☐ 謁爲史、以銜不當補有秩、當
- …（前略）…、令によつて冗佐に任命され、一定の日數を満たした者は、……に……史に……したい。だが銜は有秩とするには當たらず、……とすべきである。……
- とある。「冗佐」は一定の日數を満たせば他の職に轉することができ、その異動には、新しいポストが「有秩」か否かという一線が絡んでくることが窺える。後文の「有秩」をめぐる議論とも關連し、非常に興味深い、殘念ながら不明字も多い。今後の史料の増加と研究の深化に俟ちたい。

(49)

秦律十八種の内史雜律に

非史子毆(也)、母敢學學室、犯令者有罪。(秦律十八種四)

「史」の子でなければ、學室で學んではならず、この規定を犯す者は罪に當てられる。

とあり、文字學習の場が特定の家系に獨占され、その地位が原則的に世襲であつたことが窺える。ただし、現實には世襲の縛りは弛み、「史」の子以外の者も書記官に登用される傾向にあつたと思ひ。宮宅二〇〇九参照。

(50)

官嗇夫節(即)不存、令君子母(無)害者若令史守官、毋令官佐、史守。置吏律(秦律十八種四)

官嗇夫がもし居なければ、君子の有能な者、もしくは令史に代行させる。官の佐、史に代行させてはならない。置吏律

(51)

隸臣妾其從事公、隸臣月禾二石、隸妾一石半。其不從事、勿稟。…

(52)

居官府公食者、男子參、女子𠂔(四)。(秦律十八種一三三、一三四)

(53)

城旦之垣及它事而勞與垣等者、旦半夕參、其守署及爲它事者、參食之。

(54)

免隸臣妾、隸臣妾垣及爲它事與垣等者、食男子旦半夕參、女子參。

(55)

倉律(秦律十八種五九)

先に引用した秦律十八種一三三、一三四で、早に對する「一更」の免除と牛長への「三旬」の勤務日數賜與とが並置されているのも、一更二三十日

(56)

制農田百畝、百畝之分、上農夫食九人、其次食八人、其次食七人、其次食六人、下農夫食五人。庶人在官者、其祿以是爲差也。(農夫皆受

(57)

田於公、田肥墾有五等、收入不同也。庶人在官者、謂府史之屬。官長所除、不命於天子國君者。分或爲糞。)(『禮記』王制)

(58)

農の田を制すること百畝、百畝の分、上農夫は九人を食ひ、その次は八人を食ひ、その次は七人を食ひ、その次は六人を食ひ、下農

(59)

夫は五人を食う。庶人の官に在る者は、その祿是れを以て差と爲すなり。(農夫は皆な田を公に受け、田に肥墾五等有り、收入同じからざるなり。庶人の官に在る者とは、府・史の屬を謂う。官長の除する所にして、天子・國君に命ぜられざる者なり。「分」或いは「糞」と爲す。)

(60)

…謂未得正祿、所謂庶人在官者也。(『儀禮』燕禮鄭玄注)

(61)

張掖居延甲渠塞有秩士吏公乘段尊、中勞一歲八月廿日、能書會計、治官民、頗知律令、文。(居延漢簡57・6)

(62)

綸、今有秩嗇夫所佩也。(『禮記』緇衣鄭玄注)

(63)

裘錫圭一九八一bが引用する肩水金關出土簡(未發表)に、

(64)

河平四年七月辛亥朔庚午、西鄉有秩嗇夫誼・守斗食佐輔敢言之。

(65)

…として、郷の「有秩嗇夫」という呼稱が見える。

(66)

曹旅寧はこの條文に據り、「有秩二二〇石の官」とする説を唱えているが、典籍史料との齟齬については一切説明されていない[曹旅寧二〇〇五、一八八頁]。

(67)

漢興、因秦之稱號、帝母稱皇太后、祖母稱太皇太后、適稱皇后、妾皆稱夫人。又有美人・良人・八子・七子・長使・少使之號焉。至武帝制健仔・姬娥・倅華・充依、各有爵位。而元帝加昭儀之號、凡十四等云。

(68)

昭儀位視丞相、爵比諸侯王。健仔視上卿、比列侯。姬娥視中二千石、比關内侯。倅華視眞二千石、比大上造。美人視二千石、比少上造。八子視千石、比中更。充依視千石、比左更。七子視八百石、比右庶長。良人視八百石、比左庶長。長使視六百石、比五大夫。少使視四百石、比公乘。五官視三百石。順常視二百石。無涓・共和・娛靈・保林・良使・夜者皆視百石。上家人子・中家人子視有秩斗食云。五官以下、葬司馬門外。(『漢書』外戚傳上)

(69)

陳夢家一九六三が「有秩」を「百石と斗食との間に介在する」「非公式な秩名」と理解するのは、この記事を踏まえたものであろうが、本

文で論じるとおり、この説は受け容れがたい。

〔漢官〕が屬官を上位者から嚴密に列舉しているとは限らない。河南尹の屬僚については、百石の次に「諸縣有秩三十五人」が擧げられており〔續漢書〕百官志五注、有秩の位置が食い違う。だがそれにしても、有秩が員吏の最後に出てくる場合もあったというのは、有秩の地位の變化を映し出しているものと考えられる。

〔63〕 陳夢家一九六三は、前漢時代の斗食・佐史の月俸が六〇〇錢（宣帝神爵三年（前五九）の益秩以降は九〇〇錢）であったことを論證する。閻二〇〇〇、一四〇～一四四頁。閻が依據するのは、以下に擧げる

〔國語〕晉語や〔周禮〕の記事である。

公食貢、大夫食邑、士食田、庶人食力、工商食官、皁隸食職、官宰食加。（〔國語〕晉語四）

校人、掌王馬之政。凡軍事物馬而頒之、等馭夫之祿（注、馭夫於趣馬僕夫爲中、舉中見上下）。宮中之稍食（注、師圍府史以下也。鄭司農云、稍食曰廩。）。（〔周禮〕夏官・校人）

醫師、掌醫之政令、聚毒藥、以共醫事。……歲終、則稽其醫事、以制其食。十全爲上、十失一次之、十失二次之、十失三次之、十失四爲下。（〔周禮〕天官・醫師）

掌固、掌脩城郭・溝池・樹渠之固。頒其士庶子及其衆庶之守（注、

衆庶、民遞守固者也。）、設其飾器、分其財用、均其稍食。（〔周禮〕

夏官・掌固）

〔65〕 官畜夫免、復爲畜夫、而坐其故官以貲賞（償）及有它責（償）、貧窶母（無）以賞（償）者、稍減其秩・月食以賞（償）之、弗得居。其免毆（也）、令以律居之。…（後略）…（秦律十八種82～83）

〔補注〕

原稿提出後、初山明氏より徐灝『說文解字注箋』の所説をご教示いただいた。徐灝はそこで『漢書』食貨志下に見える王莽期の施策、「民浮游無事、出夫布一匹。其不能出布者、冗作、縣官衣食之」を解釋の手がかりとしている。徐灝の指摘に従うなら、「無田事」とは田作に従事しない浮民で、「冗」とはそうした浮民への衣食支給を意味することとなり、「冗」を「閑な」とする解釋とは別の道が拓けることになる。「冗」字の字義の廣がりやその展開に關する詳細な分析は他日に期するより他ないが、ここに初山氏からのご教示を記し、心より感謝申し上げたい。

〔附記〕

本稿は平成二四年度科學研究費補助金「中國古代軍事制度の總合的研究」（基盤B）による研究成果の一部である。